

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月19日
【事業年度】	第19期(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
【会社名】	Sansan株式会社
【英訳名】	Sansan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 / CEO 寺田 親弘
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町1番1号
【電話番号】	03 - 6758 - 0033(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 / 執行役員 / CFO 橋本 宗之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町1番1号
【電話番号】	03-6758-0033(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 / 執行役員 / CFO 橋本 宗之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月	2026年5月
売上高 (百万円)	20,420	25,510	33,878	43,202	53,761
経常利益 (百万円)	968	122	1,224	2,743	8,170
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	857	141	953	424	6,778
包括利益 (百万円)	658	63	924	374	6,913
純資産額 (百万円)	12,093	13,190	14,772	16,040	21,094
総資産額 (百万円)	26,292	31,200	37,592	47,984	54,958
1株当たり純資産額 (円)	95.59	100.95	111.30	118.29	158.56
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失() (円)	6.87	1.13	7.59	3.36	53.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	6.77	-	7.47	3.30	53.02
自己資本比率 (%)	45.4	40.6	37.3	31.2	36.4
自己資本利益率 (%)	7.0	-	7.1	2.9	38.8
株価収益率 (倍)	148.4	-	213.0	599.1	31.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,123	3,848	5,483	9,651	9,641
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,014	1,364	3,180	2,550	608
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	909	523	1,431	654	3,367
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	15,245	20,985	24,729	31,172	36,849
従業員数 (人)	1,205	1,399	1,899	2,235	2,336
(外、平均臨時雇用者数)	(449)	(557)	(726)	(924)	(783)

- (注) 1. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であることから記載していません。
2. 2021年10月8日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っています。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 第16期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
4. 第16期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
5. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。
6. 第16期の親会社株主に帰属する当期純損失の計上は、投資有価証券評価損を特別損失として計上したことによります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月	2026年5月
売上高 (百万円)	20,057	24,926	32,519	41,246	51,599
経常利益 (百万円)	1,651	533	1,443	2,885	8,287
当期純利益または当期純損失 () (百万円)	1,429	473	1,151	620	6,472
資本金 (百万円)	6,426	6,582	6,774	7,203	7,358
発行済株式総数 (株)	124,963,596	125,410,584	125,835,416	126,516,452	126,800,600
純資産額 (百万円)	13,128	13,352	15,046	16,524	22,705
総資産額 (百万円)	27,202	31,124	37,386	47,766	55,829
1株当たり純資産額 (円)	103.92	102.82	114.50	123.06	171.99
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	2.50
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 () (円)	11.45	3.78	9.16	4.92	51.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	11.28	-	9.02	4.83	50.63
自己資本比率 (%)	47.7	41.4	38.5	32.6	38.9
自己資本利益率 (%)	11.1	-	8.4	4.1	34.8
株価収益率 (倍)	89.1	-	176.3	409.7	32.8
配当性向 (%)	-	-	-	-	4.9
従業員数 (人)	1,166 (443)	1,317 (549)	1,698 (719)	1,961 (914)	2,077 (771)
株主総利回り (%)	49.4	82.8	78.3	97.6	81.3
(比較指標：TOPIX) (%)	(99.5)	(110.8)	(144.2)	(145.7)	(205.8)
最高株価 (円)	3,085 (14,570)	1,970	1,985	2,614	2,211
最低株価 (円)	876 (7,940)	804	1,070	1,566	994

- (注) 1. 第15期から第18期における1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。
2. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であることから記載していません。
3. 2021年10月8日開催の取締役会決議により、2021年12月1日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っていますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しています。
4. 第16期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。
5. 第16期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。
6. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。
8. 株主総利回り及び比較指標は、第14期末を基準として算定しています。
9. 第16期の当期純損失の計上は、投資有価証券評価損を特別損失として計上したことによります。
10. 2021年12月1日付で株式1株につき4株の割合で、株式分割を行っています。第15期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しています。

2 【沿革】

年月	概要
2007年6月	名刺管理サービスを提供することを目的として、東京都新宿区市谷田町にて、三三株式会社(現 Sansan株式会社)を設立
2007年9月	「Link Knowledge」(現営業AXサービス「Sansan」)を提供開始
2008年10月	本社を東京都千代田区四番町に移転
2010年11月	本社を東京都千代田区九段南に移転
2012年2月	名刺アプリ「Eight」を提供開始
2013年4月	第三者割当増資により約5億円を調達
2013年8月	「Link Knowledge」を「Sansan」に名称変更
2013年8月	「Sansan」のテレビCM第1弾「面識アリ」篇を放送開始
2014年3月	本社を東京都渋谷区神宮前に移転し、商号をSansan株式会社へ変更
2014年5月	第三者割当増資により約14億円を調達
2015年10月	シンガポールに子会社Sansan Global Pte. Ltd.(現連結子会社)を設立
2016年1月	第三者割当増資により約20億円を調達
2017年7月	第三者割当増資により約42億円を調達
2018年12月	第三者割当増資により約30億円を調達
2019年6月	東京証券取引所マザーズに上場し、公募による募集株式発行により約21億円を調達
2019年7月	第三者割当増資により約47億円を調達
2020年5月	経理AXサービス「Bill One」を提供開始
2021年1月	東京証券取引所市場第一部への上場市場変更
2022年1月	契約AXサービス「Contract One」を提供開始
2022年4月	東京証券取引所プライム市場へ移行
2023年3月	クリエイティブサーベイ株式会社(現ナインアウト株式会社)(現連結子会社)を子会社化
2023年4月	フィリピンに子会社Sansan Global Development Center, Inc.(現連結子会社)を設立
2023年6月	株式会社言語理解研究所(現連結子会社)を子会社化
2024年4月	タイに子会社Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.(現連結子会社)を設立
2026年1月	株式会社イードア(現Eightキャリア株式会社)(現連結子会社)を子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、事業の種類別にSansan / Bill One事業、Eight事業の2つを報告セグメントとしており、当連結会計年度末における連結子会社は7社となっています。なお、報告セグメント外の僅少なその他のサービスはその他に計上しています。

当社グループは、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げています。この実現に向け、クラウドソフトウェアにテクノロジーと人力オペレーションを組み合わせ、名刺、請求書、契約書といった企業活動の中で発生する非定型かつアナログな情報を高精度にデータ化し、業務プロセスの効率化や高度なデータ活用を可能とする、働き方を変えるAXサービスを提供しています。具体的には、営業AXサービス「Sansan」や経理AXサービス「Bill One」等を展開するSansan / Bill One事業と、名刺アプリ「Eight」を基盤にBtoCサービスとBtoBサービスを展開するEight事業を運営しています。なお、次の2つの事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) Sansan / Bill One事業

Sansan / Bill One事業では、営業AXサービス「Sansan」や経理AXサービス「Bill One」等を法人向けに展開しています。

「Sansan」

「Sansan」は、「名刺データベースが、収益を最大化する」をコンセプトに、企業が有するさまざまな接点情報と企業情報とを組み合わせることでユーザーならではの独自のデータベースを構築し、そのデータ活用を通じて企業の売上拡大とコスト削減に寄与するサービスです。

ユーザーは、「Sansan」上で接点がある企業だけでなく、接点がない企業も含めた330万件以上の企業情報を閲覧できます。また、名刺に加え、メールやウェブサイト経由の問い合わせ情報、オンライン会議の履歴等、顧客とのさまざまな接点情報を「Sansan」上に蓄積・統合し、可視化することが可能です。このような企業情報や接点情報を、AIを活用した機能と組み合わせることで、より高度な営業戦略の立案や実行が可能となり、組織全体の営業成果の最大化につなげることができます。

料金モデルとしては、使用可能な機能に応じて、「Lite」「Standard」「Advanced」の3つのエディションを設けており、AIを活用した機能については「Standard」に搭載しています。料金については、全社員での利用を前提とした基本プランを軸に、企業規模や用途に応じて算出されるライセンス費用に、スキャナのレンタル料等を加算したものが月額利用料となります。また、サービス導入時には、紙で保管している大量の名刺のデータ化や導入支援等の付加サービスを有料で提供しています。

「Bill One」

「Bill One」は、「『なくせる』をつくり、全社の働き方を変える」をコンセプトに、請求書や経費精算、債権管理といった証憑を伴う全社的な業務プロセスを効率化し、月次決算を加速させ、組織全体の生産性向上に寄与するサービスです。

主要サービスである「Bill One請求書受領」は、紙やPDF等のさまざまな形式で届く全ての請求書をクラウド上で一元管理できるようにし、請求書関連業務の効率化と経営の意思決定スピードの向上を支援します。紙の請求書は、「Bill One」のスキャン代行センターが代理で受領し、短時間で正確にデータ化します。また、PDF等の請求書は、メール等で「Bill One」が受領した後に、同じくデータ化します。請求書情報は検索性の高いデータベースで一元管理され、コストの可視化やコントロール、営業機会の創出、将来的な収益機会の最大化等にもつなげることができます。また、会計システム等の他社サービスとの連携も可能です。AIの活用により機能を充実するとともに、法人カード「Bill Oneビジネスカード」を活用した経費精算サービス「Bill One経費」や、リアルタイムでの請求情報の可視化と債権管理業務の効率化を実現する「Bill One債権管理」を提供する等、さまざまな価値提供を通じて企業の経理業務を支援しています。

料金モデルとしては、使用可能な機能に応じて、「Lite」「Standard」「Advanced」の3つのエディションを設けています。「Bill One請求書受領」については、AIを活用した機能を「Standard」に搭載しており、専用コンサルタントによる導入支援等が含まれる初期費用と、請求書のデータ化枚数を基に算出される月額費用とで構成されます。

その他

その他には、契約AXサービス「Contract One」と、グループ会社のナインアウト株式会社の業績が計上されています。「Contract One」は、「契約データベースが、利益を守る」をコンセプトに、紙やPDF、電子等のあらゆる形式の契約書を一元管理できるデータベースを構築し、契約条件のコントロールを可能にするサービスです。また、ナインアウト社は、主に顧客との接点を営業機会に変えるAIインターフェース「Ask One」を提供しています。

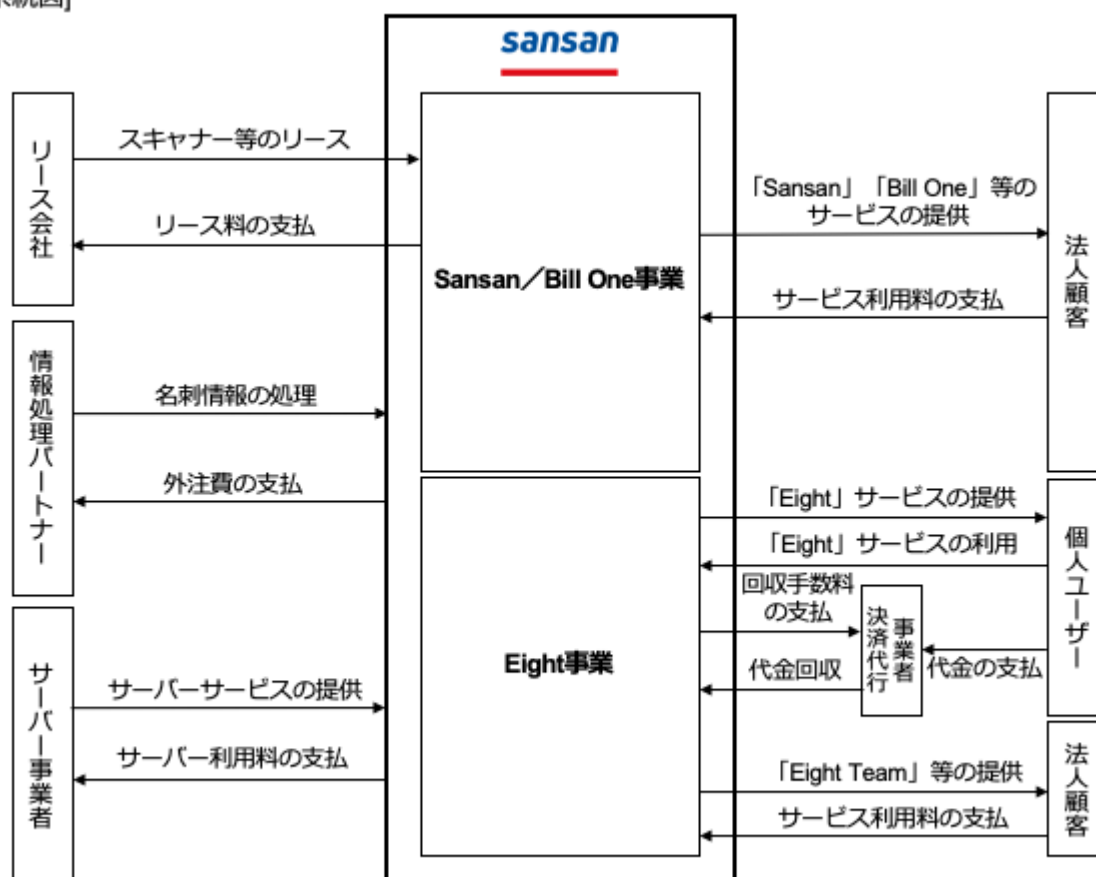
(2) Eight事業

Eight事業は名刺アプリ「Eight」を基盤に、BtoCサービスとBtoBサービスを提供しています。

「Eight」は、企業ではなく、個人ユーザーを主体とする名刺アプリであり、デジタル名刺の交換や名刺の管理といった基本機能を無料で提供しています。ユーザーは、まず自分の名刺をスキャンすることで、正確な肩書き等が反映された自身のページを「Eight」上に作成することができます。次に、名刺交換をした相手の名刺をスキャンすることで、名刺情報が正確にデータ化され、クラウド上で管理、検索が可能となります。また、「Eight」上でつながった相手の名刺に変更があった場合には通知が届くため、相手の近況情報を取得することができます。

ビジネスモデルとしては、個人(BtoC)及び企業(BtoB)の双方に対して、有料サービスを提供しています。BtoCサービスでは、名刺管理のプレミアム機能が利用可能な「Eightプレミアム」を提供しています。BtoBサービスでは、主には、「Eight」ユーザーを集客し、出展企業からの出展料を得るビジネスイベントのほか、中小企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス「Eight Career Design」を提供しています。

[事業系統図]



(注) 連結業績に与える影響が僅少なサービスは、事業系統図への記載を省略しています。また、事業については報告セグメントを記載しています。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Sansan Global Pte. Ltd.	シンガポール	5,620千 シンガポール ドル	Sansan / Bill One事業	100.0	当社プロダクトの営業及び マーケティング業務の代行 役員の兼任あり
Sansan Global Development Center, Inc.	フィリピン	10,000千 フィリピンペソ	Sansan / Bill One事業	100.0	当社プロダクトの開発 役員の兼任あり
Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.	タイ	10,000千 タイバーツ	Sansan / Bill One事業	100.0	当社プロダクトに係る各種 コンサルティング業務 役員の兼任あり
ナインアウト株式会社 (注4) (注5)	東京都港区	100百万円	Sansan / Bill One事業	100.0	-
株式会社言語理解研究所	徳島県徳島市	58百万円	その他	65.8	-
Eightキャリア株式会社 (注6)	東京都渋谷区	35百万円	Eight事業	100.0	-
その他1社					

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 当社は、2026年4月1日付で、前連結会計年度において連結子会社であったログミー株式会社の全株式を譲渡したため、連結子会社から除外しています。

4. 当社は、2025年7月31日付で、ナインアウト株式会社の株式を追加取得しました。この結果、当社の同社に対する議決権の所有割合は63.1%から100.0%に増加しています。

5. 債務超過会社であり2026年5月期時点での債務超過額は168百万円です。

6. 当社は、2026年1月30日付で、株式会社イードアの株式を取得し、当社の連結子会社としました。また、同年5月12日付で同社は、Eightキャリア株式会社に商号変更しました。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、企業理念において「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げています。このミッション、ビジョンの実現に向けて、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるAXサービスを展開しており、これらの事業活動の推進が社会課題の解決に寄与し、ひいては当社グループの株主価値及び企業価値の最大化につながるものと考えています。

(2) 重視する経営指標と中期財務方針

2027年5月期から2029年5月期の中期財務方針として、売上高と調整後営業利益(注1)の成長の両立を掲げています。最重要の経営指標である売上高については、当該期間の年平均成長率(CAGR)の方針を16%から20%としています。また、調整後営業利益については、各事業の売上高成長に向けた投資を行いながらも高成長を継続させ、2029年5月期における調整後営業利益率の方針は25%から30%としています。

(注) 1. 調整後営業利益：営業利益＋株式報酬関連費用＋企業結合に伴い生じた費用(のれん償却額及び無形固定資産の償却費)

(3) 中長期的な経営戦略

当社グループの事業には次のような特徴があり、これらに基づいて中長期的な経営戦略を立案しています。

AIの普及を成長の追い風とする事業構造

当社グループは、営業・経理・法務等における日々の業務課題の解決を目的としたサービスを提供しており、顧客企業の業務生産性向上に貢献しています。これらのサービスは、利用過程で顧客との接点情報や契約における合意事項、請求内容といった企業固有の一次情報を、正確なビジネスデータとして構造化・蓄積することを特徴としています。

当社グループでは、企業が生成AIの価値を最大限引き出すには、自社固有のデータが極めて重要であると捉えています。したがって、当社グループが提供する各サービスは、日々の業務生産性の向上に留まらず、生成AIを活用するためのビジネスデータ基盤として機能し得る点に、構造的な優位性があると考えています。

広大な市場機会と主要サービスにおける高い市場シェア

AI関連投資が世界的に拡大する中、AIを活用したグローバルでの業務改革市場は、2025年の約0.4兆ドルから2030年には約1.7兆ドルの規模に達する見通しとされています(注2)。日本国内においても、AIによる業務プロセスの効率化や高度化に向けた企業の需要が高まっており、AIシステム市場は2024年の1.3兆円から2029年には4.1兆円規模へ拡大すると予測されています(注3)。

また、当社グループのサービスが取り扱う名刺や請求書、契約書といった書類は、現在でも紙のままで日常的に利用されている機会が多く、業務効率化や有効活用の余地が大きく残されています。各サービスの潜在市場について、「Sansan」は法人向け名刺管理サービス市場においてNo.1の売上高シェア(85.8%)(注4)を有していますが、日本国内の総労働人口を対象として捉えた場合、2026年5月期末における「Sansan」利用者数の割合は約5%(注5)に留まっており、広大な開拓余地が残されていると考えています。次に、「Bill One」では、クラウド請求書受領サービス市場においてNo.1の売上高シェア(49.0%)(注6)を獲得していますが、2026年5月期末における利用企業カバー率は、日本国内の企業の1%未満(注5)に過ぎないため、広大な開拓余地が存在していると考えています。

(注) 2. 「Artificial Intelligence (AI) In Digital Transformation Global Market Report 2026」(The Business Research Company)

3. 国内AIシステム市場予測 (IDC Japan調査)

4. 「営業支援DXにおける名刺管理サービスの最新動向2026」(2026年1月シード・プランニング調査)

5. 分母となる国内の総企業数及び従業者数は、総務省統計「令和3年経済センサス活動調査」を基に算出

6. デロイトトーマツミック経済研究所「高成長が続くクラウド請求書受領サービス市場」(ミックITリポート2025年12月号)

アナログ情報のデータ化精度99.9%を実現する仕組みとテクノロジー

当社グループの各サービスにおけるアナログ情報のデータ化精度は、サービスの本質的な品質や競争力に資するものであり、99.9%のデータ化精度を実現する仕組みとテクノロジーを有していることが事業共通の強みです。当社グループでは、機械学習等によって日々進化するテクノロジーと人力の組み合わせによってアナログ情報をデータ化しており、創業以来、名刺をはじめとする膨大なアナログ情報をデータ化してきたことで、大量の情報を正確かつ効率的にデータ化できる体制を確立しています。この技術力と独自の仕組みが競争力の源泉であり、サービスの品質や競争力の向上に向けて、新技術の開発やオペレーションの改善を追求しています。また、現在では、独自に開発した生成AIを活用することで、オペレーションのさらなる効率化に取り組んでいます。

高い安定性を誇る財務・収益モデル

主要サービスにおける課金モデルは、継続収入が見込めるサブスクリプション(月額課金)が中心となっています。また、サービスの月次解約率は直近12か月平均で1%未満に留まっており、契約当たり売上高の拡大に努めることで、顧客LTV(ライフタイムバリュー)の最大化を推進しやすいことから、継続的な事業成長が見込める、高い安定性を誇るモデルであると捉えています。

具体的な当社グループの経営戦略は、以下の通りです。

()Sansan / Bill One事業の成長

「Sansan」や「Bill One」「Contract One」は、業種や業態を問わず幅広い企業を対象とするサービスであり、今後も大きな顧客開拓余地があります。各サービスにおいては、提供価値の拡大に向けて生成AIを活用した機能の拡充を行うとともに、営業体制の強化を通じて、新規顧客獲得や既存顧客の利用拡大を推進し、さらなる成長を目指します。

()Eight事業の成長

多数の登録ユーザーを有する「Eight」のネットワークを活用し、ビジネスイベントや採用関連サービス等のBtoBサービスのマネタイズを強化することで、さらなる成長を目指します。

()M&Aの活用

グループ各社の企業価値向上に向けた施策を推進するとともに、当社グループが保有するリソースやノウハウを有効活用することで、シナジーの創出に取り組みます。また、M&Aの活用は重要な成長戦略の1つに位置付けており、今後も積極的な検討を進めます。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記の経営戦略を進めるに当たって、当社グループの対処すべき主な課題は以下の通りです。

優秀な人材の採用・育成と多様性の確保

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社グループの企業理念や事業内容に共感した優秀な人材が、高い意欲を持って働ける環境や仕組みを構築しながら、人材の多様性確保を進めていきます。また、生成AIの急速な普及という環境変化を踏まえ、AIを前提とした組織開発を重要な経営戦略として位置付けており、AI活用と人材戦略を一体で推進しています。

セキュリティリスクに対する管理体制の継続的な強化

当社グループは、提供サービスを通じて個人情報をはじめとした重要な情報資産を多く取り扱っているため、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在においても、情報セキュリティ方針や個人情報保護方針等を策定した上で、情報資産を厳重に管理する等、情報保護については万全の注意を払っています。加えて、生成AIの急速な普及を踏まえ、社内AI利用ガイドラインを策定し全役職員へ周知することで、AI利用に伴う情報漏洩リスクや誤情報リスクへの対応を強化しています。今後も社内体制や管理方法の強化、整備を行っていきます。

技術力の強化

アナログ情報を正確にデータ化する技術は、当社グループの競争力の源泉であり、さまざまなサービスの成長を支える共通基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えています。これまで独自で開発したさまざまな技術と、人の力を組み合わせることで高品質のデータ化を実現してきましたが、現在では独自に開発した生成AIを組み合わせることで、さらなる効率化に取り組んでいます。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは次の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティ全般への取組み

当社グループは、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献することが持続可能な社会の構築に寄与し、ひいては当社グループの持続的な成長や企業価値の向上につながるものと考えており、事業環境や経営状況、事業ステージといったさまざまな要素を考慮した上で、全てのステークホルダーとの協働や連携を通じてサステナビリティの実現に向けた活動を推進することとしています。このような考えの下、国際ガイドラインやステークホルダーの視点を参考に重要課題候補を抽出し、社会と経営双方にとっての重要性を取締役会が評価した上で、事業と親和性の高い社会課題を重要課題(マテリアリティ)として特定し、経営戦略に反映しています。2022年8月や2023年8月の取締役会での決議を経て、2030年5月期における長期目標と連動した取組みを推進しています。

重要課題の特定プロセス

() 重要課題候補の選定	SASB(Sustainability Accounting Standards Board)スタンダードやSDGs(持続的な開発目標)におけるゴール、ターゲットといった国際ガイドラインや原則に加え、業界動向やESG評価機関の観点も参照し、当社グループとの関連性が高い課題を洗い出します。また、当社取締役や機関投資家との議論等を通じて、外部視点と経営視点の双方から重要課題候補を選定します。
() 課題の重要性評価	()で選定した各課題について、「持続可能社会を実現する上での社会(ステークホルダー)にとっての重要性」と、「当社グループがビジョンの達成や事業成長を実現する上での重要性」の2軸で評価を実施します。評価は当社の全取締役が個別に行い、専門性と多様な視点を取り入れながら、課題の優先順位を可視化します。
() 取締役会での議論・決議	()での評価結果について、取締役会で議論、審議を行い、重要課題を特定します。特定した重要課題に関連する内容は、マテリアリティオーナーである取締役の下で戦略的な取組みに反映されます。2022年8月の取締役会において、5つの分野に整理される10の重要課題を特定した上で、2023年8月の取締役会にて、2030年5月期における長期的な定量目標を策定しました。

5つの重要分野と10の重要課題

重要分野	
(1)	セキュリティと利便性の両立 利便性を確保した上で、全従業員を対象としたデータプライバシーの保護や情報セキュリティ対策を講じ、安全性の高いサービス提供を安定的に行います。 重要課題 1. 安全かつ安定的なインフラサービスの提供 2. データプライバシーの保護と情報セキュリティの徹底
(2)	革新的なAXサービスで働き方を変革 ビジネスインフラになるべく、当社の強みであるデータ化技術を活用し、社会・経済の生産性を大きく向上させる革新的なAXサービスの開発及び提供に取り組みます。 重要課題 3. 生産性向上に寄与するAXサービスの推進 4. 革新的なビジネスインフラの創造
(3)	人材の多様性を尊重し、イノベーションを生み出す 出会いの力でビジネスの課題解決につながるイノベーションを生み出すため、多様性に富んだ全ての人材が活躍できる機会の創出や環境の整備を推進します。 重要課題 5. 人材の採用・育成・活躍推進 6. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進
(4)	急速な事業成長を支える強固な経営基盤の確立 コーポレートガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底により、事業成長を支える経営基盤の強化を推進します。 重要課題 7. コーポレートガバナンスの強化 8. コンプライアンスの徹底
(5)	事業活動を通じた自然環境の保全 AXの推進やペーパーレス化の支援、環境に配慮したサービスの導入等、事業活動を通じて気候変動問題への対応に取り組むことで、自然環境の保全を推進します。 重要課題 9. 気候変動問題への対応 10. 自然資源の効率的活用

ガバナンス

当社グループが特定した重要課題それぞれに対して当社取締役を責任者(マテリアリティオーナー)として設定し、その監督の下で対応方針や取り組み内容を検討する会議を年2回開催しています。本検討内容を含むサステナビリティの実現に資する事項については、毎年取締役会が報告を受けて監督しており、重要事項については、取締役会で審議し、決定しています。

マテリアリティオーナーとの会議

重要分野	責任者(マテリアリティオーナー)	主な議題
(1) セキュリティと利便性の両立	取締役 / 執行役員 / CISO / DPO 塩見 賢治	・プライバシーポリシーの改定検討 ・サイバーセキュリティの現状認識と課題
(2) 革新的なAXサービスで働き方を変革	取締役 / 執行役員 / COO 富岡 圭	・ユーザー数拡大の見通し ・アナログ業務のデジタル化促進における課題
(3) 人材の多様性を尊重し、イノベーションを生み出す	取締役 / 執行役員 / CHRO / CAXO 大間 祐太	・AI活用の進展を踏まえた人材戦略に関する課題整理 ・新卒採用・人材育成に関する現状分析 ・リファラル採用の促進に関する課題整理 ・ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン推進のための施策検討
(4) 急速な事業成長を支える強固な経営基盤の確立	取締役 / 執行役員 / CFO 橋本 宗之	・取締役報酬制度の現状認識と課題整理 ・取締役会及び指名報酬諮問委員会の構成 ・コンプライアンス体制や関連方針、研修内容に関する開示の推進
(5) 事業活動を通じた自然環境の保全	代表取締役社長 / CEO / CPO 寺田 親弘	・ペーパーレス機能利用件数の見通し ・GHG排出量の削減及びカーボンニュートラルに向けた施策

戦略

当社グループでは、特定した5つの重要分野と10の課題について、マテリアリティオーナーである取締役が責任を持って各種取り組みを推進しています。各分野ともにリスクと機会、それらのビジネスモデル・バリューチェーンへの影響と財務的影響について分析を行い、その結果は、2030年5月期における目標達成のための施策に反映しています。

なお、財務的影響については、リスクの発現が不確実であること及び複数の要因が複合的に関与するため、影響額の区分識別が困難であることから、現時点では定量的情報を提供していません。

重要分野		ビジネスモデル・バリューチェーンへの影響	財務的影響
(1) セキュリティと利便性の両立	リスク	顧客の重要な情報資産を扱うサービスを提供しているため、自然災害や不正アクセス、内部の過失等によって、個人情報の漏洩、システム障害等が発生した場合、顧客の信頼喪失や法的リスクにつながる可能性があります。また、さまざまな機能追加等に伴い、より高度な情報セキュリティ対応が求められる可能性があります。	・信頼性の低下による売上高の減少 ・情報漏洩・システム障害による損害賠償や復旧対応費用の発生
	機会	高度な情報セキュリティ対策の下で、利便性と安全性の両立を実現した信頼性の高いサービスを提供することで、顧客基盤の拡大や利用継続率の向上につながる可能性があります。また、法令遵守やプライバシー保護への対応が先進的であることがレピュテーションの向上につながり、新規顧客獲得に寄与する可能性があります。	・信頼性の向上による売上高の拡大
(2) 革新的なAXサービスで働き方を変革	リスク	技術トレンドの変化や顧客ニーズへの対応が遅れた場合、当社グループの提供サービスが競争力を喪失し、顧客の離脱やサービスの陳腐化を招くおそれがあります。また、当社サービスの利用による業務生産性の向上効果が十分に発揮されない場合、新規顧客の獲得や既存顧客の利用継続判断に影響を与えるおそれがあります。	・競争力の低下による売上高の減少 ・技術革新対応のための開発費用の増加
	機会	働き方の変革や生産性向上につながる革新的なサービスや機能を提供することで、各サービスの社会的価値が高まり、さらなる事業成長につながる可能性があります。また、当社グループのサービスが社会や企業の基盤として機能する状態となれば、より持続的な成長実現につながる可能性があります。	・サービス価値の向上による売上高の拡大

重要分野		ビジネスモデル・バリューチェーンへの影響	財務的影響
(3) 人材の多様性を尊重し、イノベーションを生み出す	リスク	多様性の受容や包摂的な組織文化の醸成が不十分であった場合、人材の定着率が低下し、組織の生産性や創造性が損なわれるおそれがあります。また、従業員エンゲージメントの低下は退職者の増加を招き、採用及び育成コストが上昇するおそれがあります。加えて、各種ハラスメント等への対応が不十分な場合、レピュテーションリスクが顕在化するおそれがあります。	・開発力低下による売上高の減少 ・採用及び育成費用の増加
	機会	多様性に富んだ人材が活躍する環境を整備することで、創造的なイノベーションの創出や多様な顧客ニーズへの対応が可能となり、当社の競争力が向上する可能性があります。また、従業員エンゲージメントを維持・向上させることで、それぞれの人材が強みを発揮できる組織風土が醸成され、優秀な人材のさらなる獲得につながる可能性があります。	・新規サービスの創出による売上高の拡大 ・採用及び育成費用の減少
(4) 急速な事業成長を支える強固な経営基盤の確立	リスク	事業の急成長に伴い、ガバナンス体制や内部統制の整備が追いつかない場合、不適切な意思決定や法令違反等が発生し、当社の事業運営や社会的信用に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。また、組織の急拡大に伴い、コンプライアンスに対する意識の浸透が十分でない場合、内部統制の実効性が低下する可能性があります。	・信頼毀損による売上高の減少 ・コンプライアンス違反に伴う対応費用の発生
	機会	適切なガバナンス体制の構築は、迅速かつ的確な意思決定等を支える強固で盤石な経営基盤となり、事業の持続的な成長につながる可能性があります。また、ガバナンス体制の透明性と信頼性の確保は、さまざまなステークホルダーとの建設的な対話につながり、中長期的な企業価値向上に寄与する可能性があります。	・信頼性向上による売上高の拡大 ・透明性の向上による安定的な資金調達基盤の確保
(5) 事業活動を通じた自然環境の保全	リスク	脱炭素や循環経済等への対応が不十分な場合、顧客や投資家をはじめとしたステークホルダーからの評価が悪化し、各サービスの競争力の低下につながるおそれがあります。また、気候変動対策に関連する費用が上昇するおそれがあります。	・信頼性の低下による売上高の減少 ・エネルギー関連費用の増加
	機会	環境負荷の軽減につながるサービスや機能を提供することで、当社サービスに対する顧客からの選好が高まり、さらなる事業成長につながる可能性があります。また、適切な気候変動対策に取り組むことで、将来における費用削減につながり、当社の利益率向上に寄与する可能性があります。	・新規需要獲得による売上高の拡大 ・エネルギー関連費用の減少

リスク管理

当社グループでは、サステナビリティ対応におけるリスクについては、経営や事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクと同義あるいは密接な関係にあると捉えており、分析や把握については、全社的なリスク管理の一環として実施しています。リスク等の内容については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しています。

指標及び目標

当社グループでは、サステナビリティ上の重要課題に関する評価指標及び2030年5月期における目標を次の通り定め、進捗をモニタリングしています。

重要分野	重要課題	評価指標及び2030年5月期目標	当連結会計年度	前連結会計年度比
(1)	1. 安全かつ安定的なインフラサービスの提供	重大なインシデント発生件数：0件	0件	-
	2. データプライバシーの保護と情報セキュリティの徹底	個人情報保護士取得率：80%以上の維持	87.6%	3.0pt
(2)	3. 生産性向上に寄与するAXサービスの推進	当社サービスでのアナログ情報のデータ化件数：5億件	3.2億件	+ 19.7%
	4. 革新的なビジネスインフラの創造	当社サービス利用者数：2,000万人	1,129万人	+ 15.2%
(3)	5. 人材の採用・育成・活躍推進	リファラル採用比率：35% Unipos投稿率：80%	10.0% 50.9%	2.1pt 8.6pt
	6. ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョンの推進	女性管理職比率：30%以上 女性従業員比率：45%以上	19.9% 36.2%	0.3pt 0.8pt
(4)	7. コーポレートガバナンスの強化	女性取締役比率：30%以上	20.0%	-
	8. コンプライアンスの徹底	重大なコンプライアンス違反件数：0件 コンプライアンス関連の研修受講率：100%	0件 100%	- -
(5)	9. 気候変動問題への対応	スコープ1+2： カーボンニュートラル	166t-CO ₂	56.0%
	10. 自然資源の効率的活用	当社サービスにおけるペーパーレス機能の利用件数：1.2億件	0.3億件	+ 33.0%

- (注) 1. 連結実績の算定に必要な数値実績の把握が現状困難なため、当社単体の実績を集計しており、当連結会計年度時点で当社グループの事業範囲の96.0%(連結売上高に占める単体売上高の割合)をカバーしています。
2. 個人情報保護士は、一般財団法人全日本情報学習振興協会が設定する資格の称号です。
3. 当社サービスに関する実績は、「Sansan」「Bill One」「Contract One」「Eight」における該当実績を集計しています。
4. Uniposは、Unipos株式会社が提供するピアボーナス®を軸とするサービスです。
5. 女性管理職比率の算出範囲に、課長職より1つ下位の職階も含めています。
6. スコープ1は、当社が所有するオフィスや設備において直接排出されたGHG排出量を集計しています。スコープ2は、各オフィスにて購入した電力や熱エネルギー等の使用を通じて間接的に排出されたGHG排出量を集計しています。

(2) 気候変動課題への取り組み

当社グループでは、気候変動問題に関して、適切な体制の下で事業上のリスクや機会を把握・監督し、課題への対応力を高めていくことは、安定的な経済発展や生活の基盤確保等を目指して低炭素経済への移行を進める上で、極めて重要な取り組みであると捉えています。このような考え方の下、当社は気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が公表する提言に賛同を表明しており、当該枠組みに基づく開示を以下の通り、行っています。

ガバナンス

気候変動課題への取り組みについては、代表取締役／CEOの監督の下、IR・サステナビリティ推進部及び財務経理部がシナリオ分析をはじめとする気候変動に係るリスク・機会の評価及び対応策の検討を行うとともに、GHG排出量の実績及びカーボンニュートラルに向けた取り組みの進捗状況を半期毎に取りまとめています。これらの内容を含む気候変動に係る各種指標や事業上のリスク、機会といった事項は、取締役会が毎年報告を受け、監督しており、事業戦略や計画は、当該重要事項を考慮した上で決定しています。

戦略

当社グループでは、気候変動がもたらすリスクと機会を経営戦略上の重要な要素として捉えており、気候変動に対する対応力・適応力を高めることが、持続的な事業成長の前提となるものと認識しています。このような考え方の下、当社グループでは、優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）として「気候変動問題への対応」を特定しており、その分析においては、主にIPCCの共有社会経済経路・代表的濃度経路といったシナリオを利用し、気温上昇を1.5（SSP1-1.9）や2 未満(SSP1-2.6)に抑えた事業環境のほか、4 上昇(SSP5-8.5)が生じた事業環境を分析しています。その上で特定した事業上のリスク、機会及び対応策は下表の通りです。

なお、分析の対象期間として、現在から2026年中までを短期、2030年までを中期、2050年までを長期として設定し、当社グループの全事業を対象範囲としています。また、利益影響度は、年間10億円未満の場合を小、10億円以上30億円未満の場合を中、30億円以上の場合を大として表示しています。

()リスクの特定

種類		シナリオ 分析			リスクの内容	発現 時期	利益 影響度 (年間)	対応策
移行 リスク	市場	紙資源からのデジタル移行	1.5 / 2 未満	社会全体で環境保護意識が高まり、紙資源を使用した各種ビジネスツールの利用が漸次的に減少し、デジタル情報やツールの利用が拡大する	紙の名刺や請求書、契約書等をデータ化し、生産性の向上を実現する当社サービスの一部機能の活用頻度や重要性が低下する	中期	小	デジタル情報の活用を主軸とした利便性の高い機能を拡充し、プラットフォームとしての価値を向上させることで、アナログ情報のデータ化による価値と同等以上の付加価値を提供する
			4	紙資源からのデジタル移行は緩やかだが、災害やパンデミック等への対応として、デジタル情報やツールへのニーズは維持される			小	
		クリーンエネルギーの利用	1.5 / 2 未満	クリーンエネルギーの利用に対する社会要請や需要が拡大し、各種エネルギー価格が高騰するほか、温暖化によって情報通信設備の冷却負荷が増加する	SaaS型のビジネスモデルを中心に事業展開する当社にとって必要不可欠なサーバー価格や電力等の各種エネルギー価格が上昇し、営業費用が増加する	中・長期	小～中	サーバーや電力をはじめとした必要資源・資材の調達先を適正化することでコスト削減に努めるほか、省エネの実施によって効率を向上させ、エネルギー使用量を削減する
			4	クリーンエネルギー移行が進まないため、発電コストは比較的低位で推移するが、猛暑による冷房需要で一部のコストが上昇する			小	
	法規制	炭素税率の上昇	1.5 / 2 未満	多くの国や地域においてGHG排出量に対する各種規制が強化されるほか、カーボンプライシングとして新たに炭素税や高い税率が導入される	税金負担額をはじめ、カーボンオフセットのための非化石証書やクレジットの購入費用が増加する	中・長期	小	再生可能エネルギーの利用拡大や、省エネの実施によるエネルギー効率の向上等によって、税金負担額やカーボンオフセットに係る費用を削減する
			4	GHG排出量に対する制度的対応や社会受容が十分に進展せず、カーボンプライシングとしての炭素税や税率は緩やかな上昇に留まる			小	

種類		シナリオ 分析			リスクの内容	発現 時期	利益 影響度 (年間)	対応策
物理的 リスク	急性	自然災害 の増加	1.5 / 2 未満	自然災害の発生が緩やかに増加する	利用するサーバーや、紙の請求書等のデータ化を担う拠点が浸水し、サービス提供が停止するほか、当社が保管するサービス利用企業の書類の汚損が発生し、サービス価値が低下する	中・長期	小～中	事業継続計画(BCP)の一環として、複数サーバーの利用によるシステムの冗長化、サービス運営上の重要拠点の分散化や緊急時用のマニュアル整備等を行うことで、自然災害時におけるサービスの継続性を確保する
			4	大きな被害につながる集中豪雨や洪水といった自然災害が激甚化かつ頻発化する			小～大	

() 機会の特定

種類		シナリオ 分析			機会の内容	発現 時期	利益 影響度 (年間)	対応策
製品 / サービス		紙資源からのデジタル移行	1.5 / 2 未満	社会全体で環境保護意識が高まり、紙資源の使用を抑制するサービスへの需要が拡大するほか、業務効率化を目的としたデジタル情報やツールの導入ニーズが急速に拡大する	デジタル情報の活用によってさまざまな業務フローの効率化を実現しながら、紙の利用抑制にもつながる機能を備えた当社の各種AXサービスに対する需要が拡大する	中・長期	小～大	デジタル情報の活用を主軸とした利便性の高い機能を拡充し、ユーザーへの提供価値を向上させるほか、営業やマーケティング活動を強化し、さらなる需要を喚起する
			4	社会全体の環境保護意識が限定的な水準に留まり、企業の行動も業務効率化を目的とした範囲に限られる中で、デジタル情報やツールに対するニーズの拡大は緩やかに推移する			小	

リスク管理

当社グループでは、各領域の管掌取締役とIR・サステナビリティ推進部及び財務経理部との協議の下でシナリオ分析を行い、気候変動に関する事業上のリスクと機会を特定し、重要性の評価や利益影響度の算出、対応策の検討を行っています。当該事項は年次で取締役会に報告され、取締役会は、これらリスクや対応策といった重要事項を考慮した上で、事業戦略や計画を決定しています。また、気候変動に関する重要なリスクは、内部監査等で実施する全社的なリスク分析の結果と統合し、管理しています。

指標及び目標

当社グループでは、気候変動に関する評価指標としてGHG排出量を選定しており、当連結会計年度における実績は下表の通りです。また、スコープ1及びスコープ2の削減目標として、2030年までのカーボンニュートラルの実現を掲げており、目標の達成に向けて、クリーンエネルギーの活用をはじめとしたさまざまな施策について取り組んでいます。

当連結会計年度は、2024年11月に再生可能エネルギー由来電力を供給するオフィスへ移転したこと等により、スコープ1及びスコープ2の合計排出量が大幅減少しました。また、スコープ3の削減目標の設定についても、さまざまな内部・外部要因等を踏まえて、総合的な検討を進めています。

項目	単位	当連結 会計年度	前連結 会計年度比
スコープ1	t-CO ₂	0	-
スコープ2(ロケーション基準)	t-CO ₂	164	55.9%
スコープ2(マーケット基準)	t-CO ₂	166	56.0%
スコープ1+2(マーケット基準)	t-CO ₂	166	71.1%
スコープ3	t-CO ₂	34,101	20.3%
スコープ1+2+3(マーケット基準)	t-CO ₂	34,267	21.0%
スコープ1+2+3 GHG排出量原単位 (売上高当たり)	t-CO ₂ / 億円	156.9	+57.5%

(注) 1. 連結実績の算定に必要な数値実績の把握が現状困難なため、当社単体の実績を集計しており、当連結会計年度時点で当社グループの事業範囲の96.0%(連結売上高に占める単体売上高の割合)をカバーしています。

2. スコープ1は、当社が所有するオフィスや設備において直接排出されたGHG排出量を集計しています。スコープ2は、各オフィスにて購入した電力や熱エネルギー等の使用を通じて間接的に排出されたGHG排出量を集計しています。スコープ3は、スコープ1及びスコープ2以外のバリューチェーン全体(カテゴリ1から15まで)におけるGHG排出量を集計しています。算出方法や対象とする範囲の精緻化に伴い、過去数値を更新しています。

(3) 人的資本に関する取り組み

ガバナンス

当社グループは、生成AIの急速な普及という環境変化を踏まえ、AIを前提とした組織開発を重要な経営戦略として位置付け、AI活用と人材戦略を一体で推進しており、人事領域とAI推進領域を統合的に管掌する取締役／執行役員／CHRO／CAXO（Chief AI Transformation Officer）が責任を担っています。CHRO／CAXO直下には、採用・育成・組織開発・制度設計・労務を担う人事部門と、社内全体のAI活用を推進する部門が連携して人材戦略を実行しています。また、各事業部にはHRBP（Human Resource Business Partner）を配置しており、事業の戦略的要請と人事機能を結びつける体制としています。

本検討内容を含む人的資本に関する取り組みについては、定期的に取り締役会が報告を受けて監督しており、重要事項については、取締役会で審議し、決定しています。取締役会への報告においては、主要KPIの進捗状況、採用・育成・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン等の重点施策の実施状況及び中長期目標に対する現状評価を定期的に共有しており、必要に応じて人材戦略の見直しや追加投資の判断を行っています。また、指名報酬諮問委員会においても、人材戦略に関連する経営幹部の育成・後継者計画について審議しています。

戦略

当社グループでは、持続的な事業成長や新しい価値創出を実現していく上で、人材を最も重要な経営資本の1つに位置付けており、人材の多様性を受け入れ、多岐にわたる経歴をもつ1人ひとりが高い意欲を持って働ける環境を整備することが重要であると捉えています。このような考え方の下、当社グループでは、優先的に取り組むべき重要課題として「人材の採用・育成・活躍推進」及び「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進」を特定しており、以下の5つの領域で取り組みを行っています。

また、当社グループは、第20期から第22期にかけての中期財務方針を新たに策定し、売上高と調整後営業利益の成長の両立を掲げています。この方針を実現するためには、優秀な人材の確保及びAIを活用した業務変革の推進による生産性向上が、持続的な事業成長を実現する上で重要な経営課題であると考えています。

こうした経営戦略上の要請を踏まえ、当社グループでは、将来の事業成長を担う人材を継続的に確保・育成するため、採用から育成、配置及び登用までのタレントパイプライン（将来の事業成長を担う人材を継続的に確保・育成する仕組み）を構築し、その実現に向けた取り組みの1つとして、新卒採用を積極的に推進しているほか、人材獲得競争力の維持・向上を図るため、処遇の継続的な見直しを行っています。

() 優秀な人材の採用

重要な成長戦略の一環として継続的に人材採用を強化しており、当連結会計年度末の連結従業員数は2,336名となり、開発や営業、バックオフィス等のさまざまな組織は多様な経歴をもった人材で構成されています。採用においては、高い専門性やスキルに加えて、当社グループの企業理念に共感するミッションドリブンな姿勢を重視しており、この方針に基づき、主に以下の取り組みを実施しています。

名称	内容
新卒採用の推進	AIを前提とした環境で学び、早期から高い付加価値を発揮することが期待される人材を継続的に確保するため、新卒採用を積極的に推進しています。インターンシップ等を通じて入社前から相互理解を深め、当社グループの企業理念に共感する多様な人材の獲得に取り組んでいます。
リファラル採用の推進	当社グループでは、ミッションやビジョン、バリューズといった企業理念と、自らのありたい姿が合致する人材ほど、入社後に活躍できる可能性が高いと考えています。この考えに基づき、リファラル採用を重視しており、採用者紹介のインセンティブ制度や、社内のデジタルサイネージでの事例共有を通じて、全社で取り組みを強化しています。
HRBP(Human Resource Business Partner)組織の設置	各事業部にHRBPを配置し、採用計画の立案から面接、内定者フォローまでを一貫して支援しています。現場と連携した体制により、人材要件の精緻化と早期の立ち上がりを実現しています。

() 人材の育成・活躍推進

従業員1人ひとりの自律的な成長を促し、その能力を最大限に発揮できる環境を整備することで、組織全体の成果向上と新たな価値創出へつなげることを目的として、主に以下の取り組みを行っています。

名称	内容
ミッショングレード制度の採用	人事制度として「ミッショングレード制度」を採用し、業務上の権限や責任、処遇等を等級によって定めています。この等級は、これまでの実績だけではなく、今後の期待値に応じて決定することで、個人の成長にレバレッジをかけています。
OKR(Objectives and Key Results)と360度評価	人事評価では、四半期毎に組織で設定するOKR(Objectives and Key Results)に基づき、個人の組織への貢献度を評価しています。また、半期毎に360度評価を実施することで、直属の上長だけでなく、業務上関わりのある同僚や他部門の関係者からのフィードバックも総合的に反映しています。これにより、従業員の成長促進と組織全体のパフォーマンス向上につなげています。
SCOP(Sansan Culture Onboarding Program)	新入社員を対象に、初期研修プログラム「SCOP」を実施しています。配属後半年間にわたり、月1回の理念対話機会を設け、組織文化への理解と早期定着を支援しています。
TOPGUN(新卒社員向けの成果型研修)	総合職の新卒社員を対象に、入社後約半年間の成果型研修「TOPGUN」を実施しています。チーム単位で実際のビジネス課題に取り組み、戦略立案から商談、クロージング、サポートまでを自ら遂行することで、実務力と当事者意識を早期に醸成します。事業部門の従業員がマネージャーとして伴走し、企業カルチャーや業務理解の定着も支援します。
カタチ議論	企業理念について全従業員で議論する機会を設けており、会社の価値観や文化に向き合うことは、個人の成長や生産性向上の観点で重要な機会となっています。
コーチャ・キャリトーク	社内の有資格者による1on1コーチング「コーチャ」と、キャリア課題に専門的に向き合う面談制度「キャリトーク」を通じて、個人の内省と行動変容を支援しています。これにより、従業員の自律性を高め、成長実感の醸成と中長期的なキャリア形成を後押ししています。
生成AI活用プログラム	全従業員を対象とした生成AI活用のためのオンボーディングプログラムを通じて、業務での活用事例の共有や、各部署での活用支援を実施する等、全職種におけるAI活用の定着と業務効率化を推進しています。
強マッチ	キャリアサマリや性格診断結果に基づき、従業員同士が自身の強みや行動特性を共有できる制度「強マッチ」を導入しています。各従業員の強みは人材管理システム上で可視化・共有され、部門を超えたコミュニケーションの活性化やマネジメント精度の向上、適材適所の配置の強化に寄与しています。
Unipos	ピアボーナス®を軸とする全従業員参加型のプラットフォームを活用し、社内における称賛事例を可視化することで、会社文化の浸透や従業員のエンゲージメント向上を図っています。
エンゲージメントサーベイ	月に1回、正社員、契約社員に対してエンゲージメントサーベイを実施し、回答の分析結果をセルフマネジメントや組織マネジメント、全社的な社内制度・施策の立案等に活用しています。
ヨリアイ	社内の交流を促進し、新しいアイデアやコラボレーションを生み出すことを目的に、飲食費補助制度「ヨリアイ」を導入しています。オフィス内でのドリンク無償提供やチーム単位の飲食費補助等を通じて、多様なコミュニケーションの場を創出しています。

() ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進

当社グループが対象とする市場はあらゆる業種・業態の企業であり、顧客課題を理解し解決するためには、多様なバックグラウンドを持つ人材が組織に不可欠であると考えています。経歴や性別、年齢や文化的背景といった特定の属性にかかわらず、優秀な人材を積極的に採用・登用する方針の下、全ての従業員に公平な評価と登用の機会を設けています。毎期のモニタリングを通じて、特定の属性に依存しないフェアな評価運用を維持し、多様なロールモデルを創出してキャリアパスを示す取り組みを強化していきます。また、出産や育児、介護等のライフイベントとキャリアの両立を目的とした支援を提供しています。こうした公平な機会を前提としつつ、性別・国籍・障がいの有無等、属性毎に固有の課題にも配慮した支援に取り組んでいます。

a. 女性の活躍推進

女性の活躍支援として、月経・PMS等の女性特有の健康課題に対し、低用量ピルの処方費用の補助や医師による相談窓口を通じて、心身の不調や不安の軽減を支援しています。また、女性社員向けのキャリア支援コミュニティ「We (Women's Empowerment)」や、社外の女性リーダーから個別にキャリア相談・助言の機会を得られる外部プログラムを通じて、ロールモデルの紹介、学習機会の提供を行い、社内外におけるネットワークの醸成や、管理職登用の後押しをすることで、多様なキャリア形成を支援しています。

b. 外国籍従業員の活躍推進

海外での積極的な事業展開を志向する上で、外国籍をもつ従業員の採用を強化しており、海外拠点における外国籍従業員と日本国内における日本国籍従業員との交流機会を創出し、コミュニケーションを活性化させることで、多様性を受け入れながらミッションを実現していく企業風土の醸成に努めています。

c. 障がい者雇用

障がい者雇用については、当社サービスの「Sansan」「Bill One」「Contract One」のデータ化業務等を通じた、事業に直結した役割を担っています。障がいの特性に配慮したオンボーディングプログラムの拡充を通じて、障がい者の就労機会と活躍機会の拡大に取り組んでいます。

() 労働安全衛生と健康

従業員が安心して健康に働ける環境の整備に取り組んでいます。全ての従業員が心身ともに健康であり、安心して能力やパフォーマンスを発揮し続けることができる環境を整備できるよう、法令の遵守、健康障害防止策の実施、健康保持増進のための各種施策の導入や運営に取り組んでいます。

() 人権

日本国内はもとより世界でのビジネス展開・拡大を志向する上で、人権の尊重は極めて重要な要素であると捉えています。当社グループでは、人権尊重の取り組みを推進する指針として人権に関する基本方針を取締役会の承認の下、制定し、その内容を役職員に周知するとともに、当社ウェブサイトにて公表しています。

リスク管理

当社グループでは、人的資本に関するリスク等については、経営や事業に重大な影響を及ぼす可能性があるリスク等と同義あるいは密接な関係にあると捉えており、分析や把握については、全社的なリスク管理の一環として実施しています。リスク等の内容については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しています。

指標及び目標

当社グループでは、人的資本に関する取り組みについて、主には次の通り評価指標を定め、進捗をモニタリングしています。また、一部の指標については、2030年5月期における目標を設定しています。

重要課題	評価指標(2030年5月期目標)	当連結会計年度	前連結会計年度比
人材の採用・育成・活躍推進	リファラル採用比率(35%)	10.0%	2.1pt
	年間教育・研修時間	244,989時間	+3.9%
	従業員1人当たりの年間教育・研修日数	15.3日	6.7%
	社内コーチング延べ参加人数	757人	0.3%
	Unipos投稿率(80%)	50.9%	8.6pt
	Uniposでの称賛投稿数	51,151件	16.7%
	エンゲージメントサーベイ回答率	77.4%	1.4pt
	社員間交流施策への投資額	38百万円	+52.0%
ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョンの推進	女性管理職比率(30%以上)	19.9%	0.3pt
	女性従業員比率(45%以上)	36.2%	0.8pt
	外国籍従業員比率	6.5%	0.5pt
	障がい者雇用比率	2.8%	0.1pt

- (注) 1. 連結実績の算定に必要な数値実績の把握が現状困難なため、当社単体の実績を集計しており、当連結会計年度時点で当社グループの事業範囲の96.0%(連結売上高に占める単体売上高の割合)をカバーしています。
2. 教育・研修時間は、当社単体を対象に、カルチャー・理念浸透、コンプライアンス・法定研修、スキル研修、階層別研修及びキャリア支援に係る教育・研修の実施時間を集計しています。1人当たりの年間教育・研修日数は、1日を8時間として換算し、各月末時点の従業員数の平均を用いて算出しています。
3. 女性管理職比率の算出範囲に、課長職より1つ下位の職階も含めています。
4. 外国籍従業員比率は、当社及び当社子会社のSansan Global Pte. Ltd.、Sansan Global Development Center, Inc.、Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.を対象に算出しています。
5. 障がい者雇用比率は、3月期決算の期間(4月から翌年3月)に読み替えて算出しています。

(4) 情報セキュリティ関連の取り組み

ガバナンス

当社グループでは、事業活動を通じて取り扱う全ての情報資産を厳格に管理し、プライバシーを尊重することが企業の社会的責務であり、当社グループの持続的な成長や企業価値の向上のために不可欠な経営基盤であると考えています。このような考え方の下、情報セキュリティ部門の管掌を担う当社取締役をCISO(最高情報セキュリティ責任者)、DPO(データ保護責任者)及び個人情報保護管理者として任命しています。また、専門部署として情報セキュリティ部を設置し、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)機能や内製SOC(Security Operation Center)による24時間365日の監視及び分析体制を構築しています。

同取締役は、定期的に関係リスクの対応状況を経営会議に報告し、経営レベルでの迅速な意思決定を促しています。また、取締役会に対しては、主要KPIの進捗状況や重点施策の実施状況を定期的に報告しています。取締役会はこれらの報告を受けて監督し、重要事項については審議・決定するほか、必要に応じて対策の見直しや追加投資の判断を行っています。

戦略

当社が提供するサービスは、名刺や請求書、契約書等の重要な情報資産を扱うことから、安全性・信頼性を高い水準で維持し続けることが事業運営上の前提条件となっています。このような考え方の下、当社グループでは、優先的に取り組むべき重要課題として「安全かつ安定的なインフラサービスの提供」及び「データプライバシーの保護と情報セキュリティの徹底」を特定しており、以下の6つの領域で取り組みを行っています。

() 各種規程の制定と目的

情報漏洩やサイバー攻撃等のリスクに対応するため、各種規程やガイドラインを整備し、管理体制を強化しています。「個人情報保護基本規程」では、JIS Q 15001に準拠した個人情報の取り扱いを定め、情報システムや情報資産の管理に関する規程を設けています。また、情報資産が適切かつ安全に管理され、有効に活用されることを目指し、情報システムの技術的な安全管理ルールや、サービス毎のプロダクトセキュリティガイドラインも策定しています。なお、全ての規程は年に一度見直しを行い、常に最新性を保つことで実効性を確保しています。

() セキュリティに関する教育

全社のセキュリティ意識向上のため、全役職員に「個人情報保護士」資格の取得を義務付けています。また、入社時と年に一度、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を全役職員に実施しています。さらに、取締役が毎月セキュリティに関する情報発信を行い、最新のリスクや取り組みを共有しています。情報資産は機密性に応じて区分し、それぞれのリスクに応じた管理策と取り扱い手順を定義しています。これらのルールの徹底を図るため、役職員の中からセキュリティ委員を指名し、役職員間で相互監査を行う体制を整えています。

() セキュリティ人材の確保と育成

主体的に高度なセキュリティ対策を講じることができる人材の採用や育成を強化しています。具体的には、セキュリティに関する専門知識やスキルを持つ人材を国内外から採用しているほか、特定分野に優れた人物を社内で選抜し、有識者による専門家育成を行っています。加えて、各サービスのエンジニアが実務を通じたセキュリティ意識と対応能力の向上を図っています。そのほか、高度なセキュリティ関連資格の取得を推奨し、自己学習を促進しています。

() 脅威への防衛体制

複雑化するサイバーセキュリティ、情報セキュリティ上の脅威に適切に対応し、安心安全なサービスの提供を行うため、防御、監視活動並びにこれらを支える体制を構築しています。ネットワークの通信制御を含む多層防御のアーキテクチャを採用し、各端末ではEDR(Endpoint Detection and Response)を導入しており、異常検知時には自社のSOCにて迅速な調査、対応が可能な体制を整備しています。また、プロダクトセキュリティチームは、サービスの開発段階から一貫してセキュリティ向上に取り組んでいるほか、CSIRTを組織することで、インシデント発生時には即座に対応できる体制を整えています。

名称	内容
24時間365日の監視活動	自社及び外部ベンダーと協力し、サイバー攻撃に対して24時間365日の監視活動を行い、異常検知時には速やかに調査及び対応を実施しています。また、社内の情報機器に対する不正行為を予防する監視活動を行っています。
定期的な脆弱性診断、ペネトレーションテストの実施	外部機関のハッカーを登用し、意図的にサイバー攻撃を行わせることで、各サービスやシステムのセキュリティレベルをテストし、強化につなげています。社内環境においてもペネトレーションテストを実施し、役職員に対しては標的型攻撃メールやBCP(Business Continuity Plan)訓練をしています。

() 技術的な取り組み

第三者機関や社内専門部署による脆弱性診断のほか、さまざまな技術的な取り組みを進めています。

名称	内容
通信の暗号化	外部からアクセスされたデータセンターへの通信は、ユーザー認証HTTPSによる高度な暗号化等を行っています。
紙書類のスキャン後、端末の画像を削除	名刺や請求書等の紙書類をスキャンした後、端末から画像データを削除しています。
サービスの高可用性	全てのサーバーは、ネットワーク機器の多重化等により負荷分散がなされており、障害発生時にはサービスを迅速に復旧させることが可能です。また、データセンターの二重化を行い、災害時のサービス停止リスクを最小化しています。
ゼロトラストセキュリティの採用	全社でゼロトラストセキュリティを採用し、守るべき情報資産へのアクセスにはゼロトラストベースの管理策を適用することで、社内ネットワークの内外を問わず、安全に業務を遂行できる環境を整備しています。

() リスクへの対応

情報セキュリティに関するリスクの発生に備え、以下の観点において体制を構築しています。

名称	内容
リスク評価と管理	リスクの発生可能性と技術及びビジネスにおける影響度を定量的に算出し、リスクの重大度を5段階に分類し、管理しています。
インシデント・脆弱性対応体制	インシデントや脆弱性を発見・検知した場合には、情報セキュリティ部がCSIRTとして初期対応を行い、CISOが最終的な判断と対応指示を行う体制を整備しています。重大な事案については経営会議及び取締役会への報告を速やかに行います。
報告しやすい文化の醸成	「軽重を問わず報告する」文化や、「報告者を責めない考え方」を明文化し、社員が萎縮せず報告できる環境を整えています。
サイバーレジリエンスの構築	攻撃や障害の発生時にも事業継続と迅速な回復を実現するため、情報資産の管理や監視・防御、インシデント対応ガイドラインの整備等を通じ、予防から検知・対応・回復・学習に至る一連の体制を構築しています。

リスク管理

当社グループでは、プライバシーや情報セキュリティに関するリスクは、経営や事業に重大な影響を及ぼす可能性があるものと認識し、全社的なリスク管理の一環として、その把握と分析に努めています。全社的なリスクの内容については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しています。

情報セキュリティリスクについては、評価基準を定めた上で、体系的なリスク評価と管理を実施しています。まず、脅威と脆弱性の観点からリスクの発生可能性と影響度を定量的に評価し、その結果に基づきリスクの重大度を分類します。その後、分類されたリスク毎に受容可否を判断し、必要に応じた適切な管理をしています。

指標及び目標

当社グループでは、データプライバシーや情報セキュリティに関する取り組みについて、主には以下の評価指標を定め、進捗をモニタリングしています。また、一部の指標については、2030年5月期における目標を設定しています。

重要課題	評価指標及び2030年5月期目標	当連結 会計年度	前連結 会計年度比
安全かつ安定的なインフラサービスの提供	重大なインシデント発生件数：0件	0件	-
データプライバシーの保護と 情報セキュリティの徹底	個人情報保護士取得率：80%以上の維持	87.6%	3.0pt
	プライバシー・情報セキュリティ関連研修の総参加時間	5,930時間	+5.5%

3 【事業等のリスク】

当社グループの経営・事業上のリスクには、名刺や請求書等の企業の重要情報を扱うサービスを提供しているため、個人情報の取り扱いやシステムの整備等、情報セキュリティに関するものが挙げられます。また、生成AIをはじめとする急速な技術革新やユーザーの行動変容といった不確実性の高いリスクも存在しています。これらのリスクに対して、管理体制や対応策の整備に努めており、急速な事業成長を支える経営基盤の強化に取り組んでいます。

(1) リスク管理

当社グループでは、経営に重大な影響を及ぼす可能性があるリスクに対して、その発生可能性を認識した上で、リスク管理体制やリスク対応の手法について整備しています。また、当社グループの事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、リスクの発生回避及び発生した場合の対応を実施しています。

リスクの把握・分析のプロセス

当社グループでは、内部監査規程に則って内部監査計画を策定し、内部監査プロセスにおいて全ての部署が定期的にリスクの見直しを行っており、年度毎に抽出されたリスクの評価と対応計画を取りまとめたリスク分析表を作成しています。各部署が作成したリスク分析表は、内部監査部門が集計した上で、取締役会に報告しており、全社のリスクに対し、迅速かつ全方位的に対処可能な体制となっています。

インシデントガイドライン

当社グループでは、災害や事故、不正アクセス、脆弱性の問題等のサービス提供に係るインシデントが発生した場合に備え、各部署においてインシデントに対する体制・指揮命令系統や判断基準、対応手順に関するガイドラインを定めています。具体的には、インシデントの種別を機密性・完全性・可用性という3つの観点で種別し、それぞれの対応について優先度を設定した上で、各部署におけるインシデントの判断・対応の意思決定者を定めています。

(2) 主なリスク

当社グループの事業及び財務・経理の状況等に影響を及ぼす事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について、以下の通り記載しています。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

各リスクの発生頻度及び利益影響度については、内部監査部門が各部署から収集、集約したリスク分析情報を基に、全社的な評価を行っています。発生頻度は、5段階(1：極めて低い、5：極めて高い)で評価しており、利益影響度は当該リスクが顕在化した場合に当社に与える影響金額を想定し、年間10億円未満の場合を小、10億円以上30億円未満の場合を中、30億円以上の場合を大として表示しています。

種別	項目	リスク内容	発生 頻度	利益 影響度	対応
情報セキュリティ リスク	(1) 個人情報の 取り扱いに ついて	・ 外部からの悪意による不正アクセス行為及び内部の故意または過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざんまたは不正利用	2	小	・ 個人情報保護マネジメントシステムの構築、運用 ・ プライバシーマーク付与の認定 ・ ISO / IEC 27001、ISO / IEC 27017、ISO / IEC 27701の認証取得 ・ ISMAP-LIUクラウドサービスリストの登録 ・ 全役職員への個人情報保護士資格の取得義務付け ・ 国内外の新たな法的規制等に関する情報収集及び必要な対策の実施 ・ 法令遵守の徹底及び業務委託先の安全管理
	(2) AIについて	・ AI利用に伴う個人情報・機密情報の意図しない学習・外部送信 ・ AIが生成した誤情報や偏ったアウトプットによるサービス品質への影響	3	中	・ 社内AI利用ガイドラインの策定と全社周知 ・ AIリスクに関する全役職員向け教育の実施
	(3) 設備及び ネットワークの安定性 について	・ 火災、地震等の自然災害や外的破損、人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象による当社グループの設備及びネットワーク利用への支障発生	2	小	・ 複数のサーバーによる負荷の分散や定期的なバックアップ ・ リアルタイムのアクセスログチェック機能やソフトウェア障害を即時に通知する仕組みの整備 ・ 障害発生時を想定した復旧訓練
サービス リスク	(4) サービス等の不具合について	・ アプリケーション、ソフトウェアやシステムにおける各種不具合の発生 ・ 事業運営の運用に支障をきたす致命的な不具合の発見 ・ 障害発生時の対応遅延や既存顧客へのフォロー不足 ・ 予期せぬサイバー攻撃を受けた場合	2	小	・ 信頼度の高い開発体制の構築、維持 ・ サービスのインシデントガイドラインの策定と実施 ・ サイバーレジリエンスの構築

種別	項目	リスク内容	発生 頻度	利益 影響度	対応
外部環境 リスク	(5) クラウド事業について	・クラウドサービス自体の 大幅な需要低迷 ・インターネット利用に関 する新たな規制の導入	2	小	・新たな提供価値の創造 ・AIをはじめとした新技術の積極的な投入 ・特許取得等による知的財産権の保護 ・M&Aや資本業務提携による外部技術やノウハウの獲得推進 ・インターネットに関する法的規制等の情報収集及び課題抽出と解決策の実行
	(6) 技術革新への対応について	・生成AIをはじめとする技術革新等への対応遅延 ・予想外の開発費等の発生	4	中	
	(7) 競合について	・AIを活用した競合サービスや代替ソリューションの台頭による既存サービスの競争力低下 ・画期的なコンセプトの他社サービス出現による競争激化	4	中	
	(8) 自然災害について	・地震や台風等の大規模自然災害による事業の遅延や停止	1	小	・BCPマニュアルの策定
投資リスク	(9) 広告宣伝活動やプロダクト開発等の先行投資について	・広告宣伝活動の方針や計画変更による大幅な支出増加 ・サービスの撤退に伴う損失の発生	2	小	・広告宣伝活動の費用対効果のモニタリング ・プロダクト開発におけるモニタリング
	(10) 企業買収や投資有価証券の取得等の投資について	・買収や出資後における事業計画の遅延 ・投資有価証券の減損損失の発生	3	中	・対象企業に対する十分なデューデリジェンスの実施 ・対象企業に対するモニタリングやフォローアップの徹底
	(11) システムインフラ等への投資について	・サービスの安定運用のための、予期せぬハードウェアやソフトウェアへの追加投資	2	小	・外部からのアクセスに関するモニタリングの徹底 ・事業拡大に応じた適切なシステムインフラ投資の設計

種別	項目	リスク内容	発生 頻度	利益 影響度	対応
人的リスク	(12) 経営管理体制の確立について	・事業規模に応じた体制や内部管理体制構築の遅延 ・外部委託先のモニタリングや体制不十分による納期遅延	2	小	・業容や従業員の増加に合わせた内部管理体制整備の徹底 ・外部委託先との情報管理体制の構築
	(13) 人材の育成及び確保について	・優秀な人材の不足 ・営業人材の確保遅延や流出 ・ハラスメントや多様性への配慮不十分による生産性低下及び流出	2	小	・優秀な人材の採用 ・AI活用促進による業務生産性の向上 ・社内育成等による体制強化 ・労働環境の整備
	(14) 特定の人物への依存について	・代表取締役である寺田親弘の業務継続が困難となる何らかの事象の発生	1	小	・同氏に過度に依存しない体制の整備 ・役員間の相互情報共有や経営組織の強化
法的リスク	(15) 法令について	・国内外における新たなプライバシー関連法規の制定、インターネット関連事業者を規制する法律、AIに関する法令の動向及び事業環境の拡大に伴い関連する法律等による影響	2	小	・法的規制等の情報収集及び課題抽出と解決策の実行
	(16) 知的財産権の侵害等について	・第三者からの特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求 ・第三者による当社グループが保有している知的財産権への侵害	1	小	・特許事務所を通じた特許権侵害調査の実施 ・特許等の出願、登録 ・法的措置の実施
海外リスク	(17) 海外展開について	・対応が困難な海外特有のリスク発生 ・海外事業の収益化の遅延	2	小	・事業展開地域の情報収集及び課題抽出と解決策の実行 ・適切な事業計画の策定
財務リスク	(18) 信用について	・信用低下による資金調達の制限 ・クレジットカードサービスの急拡大に伴う決済性資金確保の難易度上昇	2	小	・資本市場との継続的な対話と情報開示による信用維持 ・資金調達手段の多様化 ・回収不能リスクに備えた財務基盤の整備
その他	(19) インセンティブの付与について	・発行するストックオプションの行使による既存株主の株式価値の希薄化(注)	1	小	・市場環境や既存株主への影響等を十分に考慮したストックオプションの設計

(注) 2026年7月31日現在におけるストックオプション(同日までに発行決議したものを含む)による潜在株式数は3,430,732株であり、発行済株式総数の2.7%に相当します。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等に関する説明

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」)の状況の概要は次の通りです。

経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は以下の通りです。

(単位：百万円)			
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
売上高	43,202	53,761	+ 24.4%
売上総利益	37,410	47,263	+ 26.3%
調整後営業利益	3,555	8,427	+ 137.0%
経常利益	2,743	8,170	+ 197.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	424	6,778	-

当連結会計年度においては、堅調な受注状況を背景に、さらなる売上高成長の実現に向け、「Sansan」及び「Bill One」の営業体制の強化等に取り組みました。また、Eight事業においては、ビジネスイベントや採用関連サービスのさらなる収益拡大に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比24.4%増、売上総利益は前連結会計年度比26.3%増(売上総利益率は87.9%)となり、堅調な実績となりました。テレビCMの強化をはじめとした中期的な成長に向けた投資を実施しながらも、堅調な売上高成長や売上総利益率の改善に加え、人件費率が低下したこと等により、調整後営業利益は前連結会計年度比137.0%の増益、経常利益は前連結会計年度比197.8%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益を計上したこと等により、前連結会計年度比で大幅に増加しました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

() Sansan / Bill One事業

当連結会計年度におけるSansan / Bill One事業の成績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
売上高(注1)	37,785	46,847	+ 24.0%
「Sansan」	26,766	31,089	+ 16.2%
「Sansan」ストック	25,136	29,141	+ 15.9%
「Sansan」その他	1,629	1,947	+ 19.5%
「Bill One」	9,790	13,679	+ 39.7%
その他	1,229	2,078	+ 69.1%
調整後営業利益	3,581	8,340	+ 132.9%
「Sansan」			
契約件数	10,701件	12,199件	+ 14.0%
契約当たり月次ストック売上高	210千円	208千円	1.0%
直近12か月平均月次解約率 (注2)	0.49%	0.55%	+ 0.06pt
「Bill One」			
MRR(注3)	913	1,231	+ 34.9%
有料契約件数	3,932件	5,188件	+ 31.9%
有料契約当たり月次ストック売上高	232千円	237千円	+ 2.2%
直近12か月平均月次解約率 (注2)	0.33%	0.34%	+ 0.01pt

(注) 1. 外部顧客への売上高及びセグメント間の内部売上高または振替高の合計値

2. 各サービスの既存契約のMRRに占める、解約に伴い減少したMRRの割合

3. Monthly Recurring Revenue(月次固定収入)

a. 「Sansan」

主に人材育成による営業体制の強化やAIを活用した機能の強化に取り組んだ結果、中小規模の新規契約獲得が順調に進んだことを背景に、契約件数は前連結会計年度比14.0%増、契約当たり月次ストック売上高は前連結会計年度比1.0%減となりました。また、直近12か月平均月次解約率は0.55%（前連結会計年度比0.06ポイント増）となり、1%未満の低水準を維持しました。

この結果、「Sansan」売上高は前連結会計年度比16.2%増、うち、固定収入であるストック売上高は前連結会計年度比15.9%増、その他売上高は前連結会計年度比19.5%増となりました。

b. 「Bill One」

人材の採用や育成を中心とした営業体制の強化やAIを活用した機能の拡充に取り組んだ結果、有料契約件数は前連結会計年度比31.9%増、有料契約当たり月次ストック売上高は前連結会計年度比2.2%増となりました。また、直近12か月平均月次解約率は0.34%（前連結会計年度比0.01ポイント増）となり、1%未満の低水準を維持しました。

c. その他

「Contract One」の売上拡大に向け、既存サービスで培った強みや知見を活かして、営業体制の強化や機能拡充に取り組みました。また、ナインアウト社においては、「Ask One」の販売強化等に取り組みました。

この結果、その他売上高は前連結会計年度比69.1%増となりました。

以上の結果、Sansan / Bill One事業の売上高は前連結会計年度比24.0%増、調整後営業利益は前連結会計年度比132.9%増となりました。

()Eight事業

当連結会計年度におけるEight事業の成績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
売上高(注4)	5,051	6,720	+ 33.0%
BtoCサービス	402	446	+ 10.8%
BtoBサービス	4,649	6,274	+ 35.0%
調整後営業利益	63	237	+ 273.2%
「Eight」			
「Eight Team」契約件数	5,451件	6,111件	+ 12.1%

(注) 4. 外部顧客への売上高及びセグメント間の内部売上高または振替高の合計値

a. BtoCサービス

ユーザーの獲得が順調に推移した結果、BtoCサービス売上高は前連結会計年度比10.8%増となりました。

b. BtoBサービス

名刺管理サービス「Eight Team」の契約件数は堅調に成長し、前連結会計年度比12.1%増となりました。また、人員体制の充実化を進めたことにより、前連結会計年度比でビジネスイベントの開催件数が増加しました。さらに、採用関連サービスにおいては、業績が好調に推移したことに加え、人材紹介事業を展開する株式会社イードアの株式を取得しグループ会社化するとともに、同社を「Eightキャリア株式会社」へと社名変更しました。

また、2026年2月6日公表の通り、連結子会社であるログミー株式会社が展開するログミーBusiness事業を吸収分割により当社が承継するとともに、ログミー社の全株式を株式会社ユーザベースに譲渡しました。これにより、ログミー社は2026年4月より連結範囲から除外されています。

この結果、BtoBサービス売上高は前連結会計年度比35.0%増となりました。

以上の結果、Eight事業の売上高は前連結会計年度比33.0%増、調整後営業利益は前連結会計年度比273.2%増となりました。

財政状態の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度末比
資産合計	47,984	54,958	+ 6,973
負債合計	31,943	33,864	+ 1,920
純資産合計	16,040	21,094	+ 5,053
負債純資産合計	47,984	54,958	+ 6,973

(資産)

当連結会計年度末における総資産は54,958百万円となり、前連結会計年度末に比べ、6,973百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加5,833百万円、その他(流動資産)の増加2,277百万円、前払費用の増加586百万円及びソフトウェアの増加250百万円、投資有価証券の減少1,486百万円及び繰延税金資産の減少379百万円によるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は33,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ、1,920百万円増加しました。これは主に、顧客企業から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金の増加4,019百万円、未払法人税等の増加902百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加812百万円、未払消費税等の増加674百万円及び賞与引当金の増加351百万円、株式売却契約損失引当金の減少2,301百万円、長期借入金の減少1,759百万円及びその他(固定負債)の減少434百万円によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産額は21,094百万円となり、前連結会計年度末に比べ、5,053百万円増加しました。これは主に、新株予約権の行使による資本金の増加154百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加6,778百万円、子会社株式の追加取得等による資本剰余金の減少1,277百万円及び自己株式の増加741百万円によるものです。

キャッシュ・フローの分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,651	9,641	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,550	608	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	654	3,367	-
現金及び現金同等物の期末残高	31,172	36,849	+ 5,676

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は36,849百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,676百万円増加(前連結会計年度末比18.2%増)しました。当該増加には資金に係る為替変動による影響11百万円が含まれています。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は9,641百万円(前連結会計年度は9,651百万円の収入)となりました。

主な資金増加要因は、税金等調整前当期純利益の計上9,375百万円、前受金の増加額4,044百万円、未払消費税等の増加額680百万円、賞与引当金の増加額357百万円、非現金支出となる減価償却費の計上902百万円及び減損損失の計上231百万円であり、主な資金減少要因は、その他の資産の増加額2,374百万円、関係会社株式売却益1,436百万円、法人税等の支払額1,383百万円、前払費用の増加額560百万円、仕入債務の減少額456百万円及びその他の負債の減少額209百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は608百万円(前連結会計年度は2,550百万円の支出)となりました。

これは主に、投資有価証券の取得による支出2,816百万円、無形固定資産の取得による支出675百万円、敷金の差入による支出509百万円、有形固定資産の取得による支出202百万円等の支出、投資有価証券の売却による収入2,157百万円及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入1,538百万円等の収入によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は3,367百万円(前連結会計年度は654百万円の支出)となりました。

これは主に、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出1,465百万円、長期借入金の返済による支出1,194百万円及び自己株式の取得による支出741百万円等の支出、株式の発行による収入263百万円等の収入によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループは、提供するサービスについて生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

b．受注実績

当社グループは、受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載は省略しています。

c．販売実績

当連結会計年度の外部顧客への販売実績をセグメント毎に示すと、次の通りです。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)	前連結会計年度比
Sansan / Bill One事業 (百万円)	37,773	46,812	123.9%
Eight事業 (百万円)	5,039	6,700	133.0%
その他 (百万円)	389	248	63.6%
合計 (百万円)	43,202	53,761	124.4%

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しています。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成に当たって、重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しています。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通りです。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等に関する説明」に含めて記載しています。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、認知度の向上及びユーザー数の拡大をすべく、積極的に広告宣伝活動を実施しました。今後も広告宣伝投資を継続して実施する方針です。当社グループの資金需要の一定割合は広告宣伝投資であり、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としています。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

（Unipos株式会社の株式の譲渡）

当社は、2025年5月22日付の臨時取締役会において、当社が保有するUnipos株式会社（以下、Unipos社）の普通株式及び種類株式並びに株式会社日本政策投資銀行（以下、DBJ社）より株主間契約に基づいて取得する種類株式を株式会社リンクアンドモチベーション（以下、LMI社）に譲渡することを決議し、2025年7月1日に実施しました。

・株式譲渡契約を締結した理由：

当社は、2021年5月19日付でUnipos社と資本業務提携契約を締結し、同社サービスの「Unipos」が一定規模に成長した場合には、当社が将来的にUnipos社を連結子会社化することを視野に入れた上で、当社サービス「Sansan」と「Unipos」の連携を通じた相互サービスの価値向上や営業活動の連携、当社のEight事業で展開する広告サービスとの連携等について、さまざまな検討を進めてきました。しかしながら、この度、両社におけるサービス開発の優先度の相違や事業構造、展開サービスの変化等によって、当初想定した業務提携の内容を実行し、シナジーを創出していくことは困難であるとの双方合意の結論に至りました。かかる状況を受け、保有資産の効率化を図る目的で、当社が保有するUnipos社の普通株式及び種類株式の全てに関して、LMI社と株式譲渡契約を締結しました。また、これら結論を踏まえ、Unipos社との資本業務提携を解消することを決定しました。

・DBJ社から種類株式を取得する理由：

当社は、Unipos社の種類株式に関して、2021年5月19日付でDBJ社との間で株主間契約を締結しています。この度、LMI社へUnipos社株式の譲渡を企図するに当たり、諸条件を経済合理性の観点から勘案した結果、本株主間契約に基づき、当社がこの時点でコールオプションを行使し、DBJ社が保有するUnipos社の種類株式の全てを追加取得した上で、その後、当社が保有するUnipos社の普通株式及び種類株式の全てについて、LMI社に譲渡することとしました。

なお、これら一連の行為は、2025年6月27日開催のUnipos社の定時株主総会において、LMI社によるUnipos社の完全子会社化に向けた株式交換契約に係る議案が承認されること、並びに同定時株主総会及び同日開催のUnipos優先株式に係る種類株主総会において、Unipos優先株式の内容変更に係る定款の一部変更が承認されることを前提条件としていたものです。

（会社分割（簡易吸収分割）による当社子会社からの一部事業の承継、並びに連結子会社の株式譲渡）

当社は、当社の連結子会社であるログミー株式会社（以下、「ログミー社」）が展開するログミーBusiness事業について、吸収分割により当社が承継した上で、ログミー社の全株式を株式会社ユーザベース（以下、「ユーザベース社」）に譲渡することを決定し、株式譲渡契約を締結し、2026年4月1日に実施しました。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は829百万円です。その主な内容は、オフィス造作工事や備品等の取得202百万円、Sansan事業及びEight事業におけるサービス用ソフトウェアの開発のための投資577百万円です。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りです。

(1) 提出会社

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
渋谷本社 (東京都渋谷区)	Sansan / Bill One 事業、Eight事業、 全社(共通)	業務施設	1,643	748	455	2,846	1,860 (565)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産です。

2. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

3. 本社は賃借物件であり、年間賃借料は1,539百万円です。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	470,800,000
計	470,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年8月19日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,800,600	126,833,956	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株で す。
計	126,800,600	126,833,956	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行した株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

イ) 第3回新株予約権

決議年月日	2019年1月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 399 当社子会社の取締役 2 当社子会社の従業員 2
新株予約権の数(個)	78,077[75,704](注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 312,308[302,816](注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2021年2月1日 至 2029年1月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 資本組入額 425
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式4株です。
 なお、本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 本新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の権利行使時ににおいて、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (3) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

5. 本新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めるものとします。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)及び(注3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注7)(3)にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注4)に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注6)に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

口) 第4回新株予約権

決議年月日	2019年1月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注9)
新株予約権の数(個)	175,870[173,754](注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 703,480[695,016](注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2020年9月1日 至 2029年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 資本組入額 425
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 第3回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、募集事項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できるものとします。

(2) 本新株予約権者は、2020年5月期から2022年5月期までのいずれかの事業年度において当社損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に基づき、当社Sansan事業のセグメント利益が、3,150百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

(3) 上記(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとします。

(a) 上記(注2)及び(注3)において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第31項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除きます。)。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注2)及び(注3)において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等の特段の事情により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除きます。)。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注2)及び(注3)において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記(注2)及び(注3)において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。)。

(4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問、業務委託先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではありません。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
 - (6) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
 - (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
 - (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
- 5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。
 - 6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。
 - 7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。
 - 8. 本新株予約権は、新株予約権1個につき17円で有償発行しています。なお、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格850円、資本組入額425円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は855円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする)である3円を加えた428円とします。
 - 9. 当社の代表取締役社長である寺田親弘は、当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2019年1月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年1月30日付で税理士串田隆徳を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第4回新株予約権)」)といたします。)を設定しており、当社は本信託(第4回新株予約権)に対して、会社法に基づき2019年1月31日に第4回新株予約権(2019年1月9日臨時株主総会決議)を発行しています。
本信託(第4回新株予約権)は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、税理士串田隆徳に付与した第4回新株予約権534,611個(1個当たり4株相当)を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブプランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第4回新株予約権の分配を受けた者は、当該第4回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容にしたがって、当該新株予約権を行使することができます。本信託(第4回新株予約権)は3つの契約(AからCまで)により構成され、それらの概要は以下の通りです。

名称	新株予約権信託(時価発行新株予約権信託®)
委託者	寺田 親弘
信託契約日	2019年1月30日
信託の種類と新株予約権数	(A) 318,903個 (B) 107,854個 (C) 107,854個
交付日	(A) 本契約締結日から2年が経過した日の翌営業日(ただし、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから半年が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日) (B) 本契約締結日から3年が経過した日の翌営業日(ただし、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから1年半が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から1年半が経過した日の翌営業日) (C) 本契約締結日から4年が経過した日の翌営業日(ただし、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから2年半が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から2年半が経過した日の翌営業日)
信託の目的	(A)に第4回新株予約権318,903個(1個当たり4株相当) (B)に第4回新株予約権107,854個(1個当たり4株相当) (C)に第4回新株予約権107,854個(1個当たり4株相当)
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員等のうち、当社のガイドライン等に定める一定の条件を満たす者を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託(第4回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第4回新株予約権信託の配分は、信託毎にベースポイントと 社外評価委員会の評点の2種類に分けられており、当社のガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会において決定されます。 ベースポイントに基づく付与 役職員等について、本契約締結日、もしくは将来の役職員等についてはその入社時点において期待される役割や貢献に対し、パフォーマンス評価を測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。 社外評価委員会の評点に基づく付与 役職員等について、組織や個人の特別な貢献度合いや社内外へのインパクトを測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。

本信託(第4回新株予約権)は、各信託の信託期間満了日の到来に伴って、当社グループの役員及び従業員等に対して以下の通り分配されています。

- (A) 当社取締役2名、当社従業員383名、当社子会社従業員3名
- (B) 当社従業員106名、当社子会社取締役及び従業員12名
- (C) 当社取締役4名、当社従業員10名、当社子会社従業員3名、当社業務委託者3名

八) 第5回新株予約権

決議年月日	2020年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 12
新株予約権の数(個)	202(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,800(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,338(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2030年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,338 資本組入額 669
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式400株です。なお、本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合及びその他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。
3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。
4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2021年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、16,034百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

- (2) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。
6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。
7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

8. 本新株予約権は、新株予約権1個につき71,500円で有償発行しています。なお、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格1,338円、資本組入額669円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は1,517円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする)である90円を加えた759円とします。

二) 第6回新株予約権

決議年月日	2021年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社執行役員 13
新株予約権の数(個)	175(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,093(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2031年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,093 資本組入額 1,047
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第5回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2022年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、20,386百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

(2) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

8. 本新株予約権は、新株予約権1個につき109,000円で有償発行しています。なお、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格2,093円、資本組入額1,047円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は2,366円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする)である137円を加えた1,184円とします。

ホ) 第7回新株予約権

決議年月日	2022年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 138 当社子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	2,584[2,430](注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 258,400[243,000](注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,021(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2024年7月15日 至 2032年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,021 資本組入額 511
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株です。なお、本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2032年7月14日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

- (4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

へ) 第8回新株予約権

決議年月日	2022年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社執行役員 15
新株予約権の数(個)	1,313(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 131,300(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,021(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2032年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,021 資本組入額 511
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2023年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、25,265百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

(2) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

8. 本新株予約権は、新株予約権1個につき12,500円で有償発行しています。なお、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格1,021円、資本組入額511円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は1,146円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする)である63円を加えた574円とします。

ト) 第9回新株予約権

決議年月日	2022年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	2,524(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 252,400(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,269(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2024年8月31日 至 2032年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,269 資本組入額 635
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2032年8月30日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

チ) 第10回新株予約権

決議年月日	2023年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 57
新株予約権の数(個)	851(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 85,100(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,552.5(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2025年7月14日 至 2033年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,552.5 資本組入額 777
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2033年7月13日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

リ) 第11回新株予約権

決議年月日	2023年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社執行役員 11
新株予約権の数(個)	1,260(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 126,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,552.5(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2024年9月13日 至 2033年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,552.5 資本組入額 777
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2024年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、33,164百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

(2) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

8. 本新株予約権は、新株予約権1個につき14,000円で有償発行しています。なお、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格1,552.5円、資本組入額777円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は1,692.5円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする)である70円を加えた847円とします。

ヌ) 第12回新株予約権

決議年月日	2023年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	1,448(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 144,800(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2026年8月30日 至 2033年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2033年8月29日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

- (4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

4. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

5. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の方針に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注1)に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額1円に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注3)に準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注5)に準じて決定します。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

ル) 第13回新株予約権

決議年月日	2024年7月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 102
新株予約権の数(個)	1,850(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 185,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,783(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2026年7月12日 至 2034年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,783 資本組入額 892
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2034年7月11日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

ヲ) 第15回新株予約権

決議年月日	2024年9月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	228(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,800(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,303(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2026年9月18日 至 2034年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,303 資本組入額 1,152
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2034年9月17日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

ワ) 第16回新株予約権

決議年月日	2024年11月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4
新株予約権の数(個)	159(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,900(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,986(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2026年11月20日 至 2034年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,986 資本組入額 993
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2034年11月19日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

力) 第17回新株予約権

決議年月日	2025年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員及び従業員 172 当社子会社取締役、執行役員及び従業員 7
新株予約権の数(個)	5,543(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 554,300(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,010(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2027年7月15日 至 2035年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,010 資本組入額 1,005
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2035年7月14日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

ヨ) 第18回新株予約権

決議年月日	2025年9月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	1,940(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 194,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,943(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2027年8月27日 至 2035年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,943 資本組入額 972
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2035年8月26日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

タ) 第19回新株予約権

決議年月日	2025年9月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	1,147(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 114,700(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,943(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2027年9月17日 至 2035年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,943 資本組入額 972
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

事業年度の末日(2026年5月31日)における内容を記載しています。提出日の前月末現在(2026年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2035年8月26日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過し、かつ、(2)に定める条件を満たした場合には、(2)に定める割合を上限として本新株予約権を行使することができるものとします。ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権者は、2027年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が61,518百万円を超過または調整後営業利益が11,073百万円を超過した場合には本新株予約権の50%を、売上高が61,518百万円を超過し、かつ調整後営業利益が11,073百万円を超過した場合には本新株予約権の100%を行使することができるものとします。なお、当該売上高及び調整後営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

- (3) 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

- (5) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

- (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

8. 本新株予約権は、新株予約権1個につき4,800円で有償発行しています。なお、新株予約権行使により株式が発行された場合の発行価格1,943円、資本組入額972円に加え、会社計算規則第17条第1項第1号に従い、行使時における当該新株予約権1株当たりの帳簿価額を反映し、発行価格は1,991円、資本組入額は資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする)である24円を加えた996円とします。

レ) 第20回新株予約権

決議年月日	2026年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員及び従業員 103 当社子会社取締役及び従業員 2
新株予約権の数(個)	2,128(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 212,800(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,723(注2)(注3)
新株予約権の行使期間	自 2028年7月14日 至 2036年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,723 資本組入額 862
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)

発行決議日(2026年7月13日)における内容を記載しています。

(注) 1. 第7回新株予約権(注1)に同じ。

2. 第3回新株予約権(注2)に同じ。

3. 第3回新株予約権(注3)に同じ。

4. 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2036年7月13日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができるものとします。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、下記の式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 第3回新株予約権(注5)に同じ。

6. 第3回新株予約権(注6)に同じ。

7. 第3回新株予約権(注7)に同じ。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月1日～ 11月30日 (注1)	31,684	31,215,329	63	6,376	63	4,116
2021年12月1日 (注2)	93,645,987	124,861,316	-	6,376	-	4,116
2022年1月1日～ 5月31日 (注3)	102,280	124,963,596	50	6,426	50	4,166
2022年6月1日～ 2023年5月31日 (注4)	446,988	125,410,584	155	6,582	155	4,322
2023年6月1日～ 2024年5月31日 (注5)	424,832	125,835,416	192	6,774	192	4,514
2024年6月1日～ 2025年5月31日 (注6)	681,036	126,516,452	429	7,203	429	4,944
2025年6月1日～ 2026年5月31日 (注7)	284,148	126,800,600	154	7,358	154	5,099

(注) 1. 2021年6月1日から2021年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が31,684株、資本金及び資本準備金がそれぞれ63百万円増加しています。

2. 株式分割(1:4)によるものです。

3. 2022年1月1日から2022年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が102,280株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50百万円増加しています。

4. 2022年6月1日から2023年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が446,988株、資本金及び資本準備金がそれぞれ155百万円増加しています。

5. 2023年6月1日から2024年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が424,832株、資本金及び資本準備金がそれぞれ192百万円増加しています。

6. 2024年6月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が681,036株、資本金及び資本準備金がそれぞれ429百万円増加しています。

7. 2025年6月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が284,148株、資本金及び資本準備金がそれぞれ154百万円増加しています。

8. 2026年6月1日から提出日の前月末現在(2026年7月31日)までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が33,356株、資本金及び資本準備金がそれぞれ21百万円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	12	32	71	242	100	10,999	11,456	-
所有株式数 (単元)	-	103,263	54,719	335,755	485,553	743	287,428	1,267,461	54,500
所有株式数 の割合(%)	-	8.15	4.31	26.49	38.31	0.06	22.68	100.00	-

(注) 自己株式662,658株は、「個人その他」に6,626単元、「単元未満株式の状況」に58株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社CNK	東京都港区赤坂9-7-2 ミッドタウン・イースト4F	32,809,100	26.01
いちごトラスト・ピーティー・リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 NORTH BRIDGE ROAD, 06-08 HIGH STREET CENTRE, SINGAPORE 179094 (東京都中央区日本橋3-11-1)	13,746,500	10.90
寺田 親弘	東京都杉並区	8,201,800	6.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	7,971,200	6.32
富岡 圭	東京都目黒区	4,215,428	3.34
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	2,993,451	2.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟) ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A. (東京都新宿区新宿6-27-30)	2,560,387 2,500,000	2.03 1.98
塩見 賢治	東京都新宿区	2,218,800	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	2,091,918	1.66
計	-	79,308,584	62.87

(注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は3,229,500株です。

なお、それらの内訳は、年金信託組入分229,600株、投資信託組入分2,999,900株となっています。

2. 2021年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、Pleiad Investment Advisors Limitedが2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次の通りです。

当社は2021年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っていますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しています。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Pleiad Investment Advisors Limited	26th Floor, Asia Pacific Centre, 8 Wyndham Street, Central, Hong Kong	株式 1,029,091	3.30

3. 2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社が2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次の通りです。

当社は2021年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っていますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しています。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー10階	株式 1,077,847	3.46

4. 2023年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2023年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次の通りです。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	株式 3,595,000	2.87

5. 2026年4月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、Greenoaks Capital Partners LLCが2026年4月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次の通りです。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Greenoaks Capital Partners LLC	4 Orinda Way, Suite 200 - C, Orinda, CA, USA	株式 6,186,500	4.88

6. 2026年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド及びウエリントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドが2026年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は次の通りです。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コングレス・ストリート280	株式 377,838	0.30
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階	株式 4,747,088	3.74
ウエリントン・マネージメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018981、マリーナ・ベイ・ファイナンシャル・センター、タワー1、#03-01、8マリーナブルバード	株式 1,318,032	1.04
計	-	株式 6,442,958	5.08

7. いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッドが新たに主要株主となりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 662,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,083,500	1,260,835	-
単元未満株式	普通株式 54,500	-	-
発行済株式総数	126,800,600	-	-
総株主の議決権	-	1,260,835	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社名義の株式が58株含まれています。

【自己株式等】

2026年5月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Sansan株式会社	東京都渋谷区桜丘町1 - 1	662,600	-	662,600	0.52
計	-	662,600	-	662,600	0.52

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年5月19日)での決議状況 (取得期間 2026年5月20日から2026年6月30日)	2,000,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	520,000	741,821,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,480,000	1,258,179,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	74.00	62.91
当期間における取得自己株式	811,600	1,258,105,495
提出日現在の未行使割合(%)	33.42	0.00

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	87	110,487
当期間における取得自己株式	4	5,876

(注) 当期間(2026年6月1日から有価証券報告書提出日まで)における取得自己株式には、2026年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得による株式は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	662,658	-	1,474,262	-

(注) 当期間(2026年6月1日から有価証券報告書提出日まで)における保有自己株式数には、2026年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得による株式は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮した上で安定した株主還元を実施していくことを基本方針としています。株主還元の実施に当たっては、分配可能額を参照した上で、財務状況や成長投資余力、市場環境、株価水準等を総合的に勘案し、当面は自己株式の取得を株主還元の中心的な手段と位置付けつつ、配当との最適な組み合わせを検討していくこととしています。

当社では、これまで安定的かつ継続的な事業成長を実現してきた結果、構造的に利益成長が加速するフェーズにあると判断しており、かかる状況を踏まえ、当連結会計年度において初めて配当を実施することとしました。

自己株式の取得については、株主還元の充実を図るとともに資本効率向上に向けた機動的な資本政策の一環として、2026年5月19日開催の取締役会で決定し、2026年5月20日から2026年6月18日にかけて、実施しました。今後も、財務状況や成長投資余力、株価水準等を踏まえ、機動的に検討していく方針です。

また、配当については、2026年7月13日開催の取締役会において、期末配当を1株当たり2.50円（配当金総額315百万円）とすることを決議しました。今後は、構造的な利益成長が加速するフェーズにあることを背景に、中長期的な株主価値の最大化に向けて安定的な株主還元を実施する方針の下、利益成長に応じた株主還元額の増加を目指していきます。

なお、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めています。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」をビジョンとして掲げて事業を展開しており、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるAXサービスを提供することにより、持続的な企業価値の最大化と社会への貢献を実現し、全てのステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しています。

当該認識の下、取締役による監督機能を強化することで、コーポレートガバナンスの一層の充実を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的として、当社は監査等委員会設置会社制度を採用しています。監査等委員会の設置により、経営の意思決定と業務執行の監査・監督において透明性を確保するとともに、取締役会が定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて内部統制システムを構築し運用の徹底を図り、コーポレートガバナンスの維持・強化に努めています。

企業統治の体制及びその体制を採用する理由

イ) 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制は、2026年8月19日(有価証券報告書提出日)現在で次の通りとなっています。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である者を除く)7名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役3名(全員社外取締役)の取締役10名(常勤取締役5名、社外取締役5名)で構成しています。社外取締役には、他の会社の役員経験を有する者や企業法務及びコンプライアンスに精通する法律専門家並びに財務及び会計に精通する者等を招聘し、各自の豊富な実務経験に基づく企業経営に関する知見を活用するとともに、より広い視野に基づいた経営意思決定と客観的かつ専門的な観点から経営監督及び取締役の職務執行の監査・監督を可能とする体制作りを推進しています。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会は、法令及び定款に則り、経営計画をはじめとした重要事項についての審議・決定並びに業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行っています。

議 長：代表取締役社長 寺田親弘

構成員：取締役 富岡圭、取締役 塩見賢治、取締役 大間祐太、取締役 橋本宗之、取締役 赤浦徹(社外取締役)、取締役 古森茂幹(社外取締役)、取締役監査等委員 鈴木真紀(社外取締役)、取締役監査等委員 塩月燈子(社外取締役)、取締役監査等委員 代田常浩(社外取締役)

当社は、2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である者を除く)7名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しています。当該議案が承認可決され、また、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の議案が決議された場合、上記取締役会の構成に変更はありません。

(経営会議)

当社は、業務執行に係る諮問機関として経営会議を設置し、取締役会及び管掌役員等の適正かつ迅速な業務執行に資する体制を整備しています。

経営会議は、常勤取締役及び管掌役員の全員で構成され、必要に応じて開催するとともに、諮問事項によっては構成員以外の者の招聘を行う等、業務執行及び意思決定の機動性と柔軟性を意識した運用を行っています。

議 長：代表取締役社長 寺田親弘

構成員：取締役 富岡圭、取締役 塩見賢治、取締役 大間祐太、取締役 橋本宗之

当社は、2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である者を除く)7名選任の件」を上程しています。当該議案が承認可決され、また、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の議案が決議された場合、上記経営会議の構成に変更はありません。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名によって構成され、その全員が社外取締役です。監査等委員である取締役には弁護士や財務及び会計の知見を有する者並びに企業経営の経験を有する者が含まれており、各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しています。

監査等委員である取締役は、取締役会その他において、取締役の職務執行について適宜意見を述べています。

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査・監督を行うため、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査室及び会計監査人との会合も設け、監査に必要な情報の共有化を図っています。

議 長：取締役監査等委員 鈴木真紀(社外取締役)

構成員：取締役監査等委員 塩月燈子(社外取締役)、取締役監査等委員 代田常浩(社外取締役)

当社は、2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しています。当該議案が承認可決され、また、当該定時株主総会の直後に開催予定の監査等委員会の議案が決議された場合、上記監査等委員会の構成に変更はありません。

(指名報酬諮問委員会)

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能と独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の指名・報酬等についてジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め独立社外取締役の適切な関与を得ることとしています。

指名報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選任された3名以上の委員で構成され、委員会の独立性を確保するため、その過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役である委員の中から委員会の決議によって選定しています。

指名報酬諮問委員会は、取締役の指名、選解任、取締役(監査等委員である者を除く)の報酬に関する事項その他取締役会が諮問する事項について事前に審議し、取締役会に答申を行います。取締役会は、委員会の答申内容に基づいて取締役会にて決定することとしています。

委員長：取締役監査等委員 鈴木真紀(社外取締役)

構成員：取締役 赤浦徹(社外取締役)、取締役 古森茂幹(社外取締役)

当社は、2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である者を除く)7名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しています。当該議案が承認可決され、また、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の議案が決議された場合、上記指名報酬諮問委員会の構成に変更はありません。

(内部監査)

当社の内部監査部門(内部監査室)は、代表取締役社長の直下組織とすることにより他の業務執行部門からの独立性を確保し、監査結果を代表取締役社長、監査等委員会及び取締役会に報告しています。

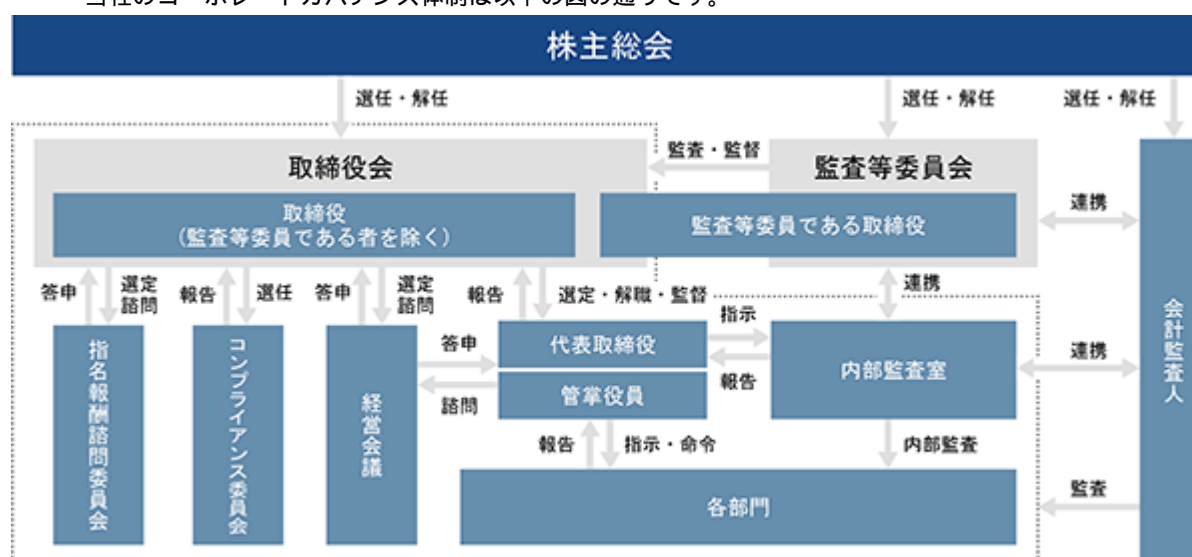
内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人との連携を保ち、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めています。

ロ) 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定を実現するコーポレートガバナンス体制の構築に向け、現在のコーポレートガバナンス体制が、取締役会の意思決定・監督機能強化と業務執行の迅速化を実現できる企業統治システムと判断し、現体制を採用しています。

ハ) 当社の機関・内部統制の関係

当社のコーポレートガバナンス体制は以下の図の通りです。



内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレートガバナンスの維持・強化に努めています。

イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(法令定款遵守体制)

- ・取締役及び従業員は、当社の経営理念並びに行動準則である「Sansanのカタチ」に則り、法令及び定款をはじめとする社内規程を遵守することはもとより、高い倫理観に基づく適正な企業活動を行う。
- ・代表取締役社長をコンプライアンスの最高責任者として、コンプライアンス体制を統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに係る方針及び施策の決定を行うとともにその状況把握に努め、コンプライアンスを推進する。
- ・「内部通報制度規程」を整備し、その周知及び運用により取締役及び従業員等による違法・不正・反倫理的行為の未然防止、早期発見、是正措置及び再発防止に努める。
- ・代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づく監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については、随時改善を図る。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

- ・取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報については「情報資産管理規程」に基づき、機密度に応じて分類の上、適切に作成・保存・管理する。
- ・取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができる。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(損失危機管理体制)

- ・当社の事業活動に潜在する各種リスクについては、社内規程及び対応体制の整備を通じ、適切に管理する。
- ・業務執行上または内部監査プロセス等において各部署で抽出されたリスクについては、発生頻度及び影響度の観点からリスク評価を行い、リスクの未然防止や早期発見に努める。
- ・当事業の特性上、個人情報の適切な取り扱いを最重要視し、個人情報保護管理者を設けるとともに、「個人情報保護基本規程」を中心とした各種社内規程を定め、個人情報管理に伴うリスクの極小化を図る。
- ・情報システムにおけるセキュリティ及びリスク管理に関する責任と権限を有する最高情報セキュリティ責任者を選任し、「情報システム管理規程」を定め、情報セキュリティリスクの低減に努める。
- ・インシデントの発生及び各種リスクの顕在化に備え、迅速かつ適切に報告・管理・対応する仕組みを整備する。当社に重大な損失の発生が予測されるインシデントが発生し、または各種リスクが顕在化した場合、取締役は速やかに監査等委員会に報告を行う。

二) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率性確保体制)

- ・法令、定款及び「取締役会規程」に則り、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、経営計画をはじめとした重要事項についての審議・決定並びに業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行う。
- ・取締役会の決定及び委任に基づく機動的な業務執行を実現するべく、業務執行取締役等で構成する経営会議を設置するとともに、執行役員制度及び組織規程の整備・運用を通じて、機関、組織及び役職に関する権限と責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定及び業務執行体制を構築する。

ホ) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(企業集団内部統制)

- ・当社及び子会社から構成されるSansanグループは、グループ共通で適用される方針及び規程、各会社の経営理念及び行動準則並びに各会社に適用される法令及び定款をはじめとする社内規程をそれぞれ遵守し、高い倫理観に基づく適正な事業活動を行うことを方針として掲げ、公明正大かつ責任あるビジネスの展開に努め、Sansanグループの持続的成長に資するものとする。
- ・子会社に対する経営関与についての基本方針として、「子会社管理規程」を制定し、子会社との間で経営管理契約を締結することにより、子会社の事業運営における重要事項について当社の承認または当社への報告を求める体制を整備する等、グループガバナンスが機能する体制を整備する。
- ・内部監査室は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。

ヘ) 財務報告に係る内部統制体制(財務報告の適正性を確保するための体制)

- ・当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他当社及び子会社に適用される国内外の法令等に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」をはじめとする社内規程を整備し、適切に運用する。
- ・財務報告に関するモニタリング体制を整備・運用し、それらを通じて内部統制上の問題(不備)が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備する。
- ・IT(情報インフラ)について、財務報告に係る内部統制に関し有効かつ効率的に利用するとともに、それらの全般統制及び業務処理統制について適切に対応する。

ト) 監査等委員会の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項(監査等委員会事務局及び事務局員の設置)(監査等委員会事務局員の独立性)(監査等委員会事務局員への指示実効性確保)

- ・ 監査等委員会に直属する事務局を設置し、監査等委員の職務補助に専従する事務局員を置く。
- ・ 当該事務局員に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属し、その選任・異動・人事考課・処分等の人事に関する事項については、監査等委員会に事前通知の上、同意を得る。

チ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制(監査等委員会への報告体制)

- ・ 取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- ・ 「内部通報制度規程」の運用により、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

リ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(監査等委員会監査の実効性確保のための体制)

- ・ 監査等委員または監査等委員会事務局員は取締役会その他の重要な会議に出席し、監査に必要な情報収集を行うことで、監査の効率性と実効性を確保する。
- ・ 代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図る。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、内部監査室からの監査計画及び監査結果の報告を受ける等、監査機関との情報交換を随時行う。
- ・ 内部通報制度をはじめとするコンプライアンス体制の運用状況について、定期的に監査等委員会へ報告する。
- ・ 監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じる。

なお上記に加え、当社は「贈収賄防止基本方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を制定するとともに、社内外への掲示と運用を通じた遵守体制の確保及び維持により、公明正大かつ責任ある企業活動に努めています。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役(以下「被補償者」という。)が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
 - ・被補償者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部
- また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしています。
- ・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
 - ・本契約に基づき補償を受けた費用等の全部または一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
 - ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役(監査等委員である者を除く)、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社取締役(以下「役員等」といいます。)であり、取締役会決議により被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしています。

- ・当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
- ・法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為

取締役の員数

当社は、取締役(監査等委員である者を除く)は8名以内とする旨を定款に定めています。監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めています。

取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取り組み状況

当社は「反社会的勢力に対する基本方針」において反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たない旨を定めており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

取引先については、取引開始や契約更新のタイミングにおけるチェックを徹底しています。サービス約款や業務提携契約等の契約書面に、取引先が反社会的勢力ではない旨を表明・保証する項目を盛り込むとともに、事後的に取引先が反社会的勢力であることが判明した場合でも契約を解除できる内容としています。また、反社会的勢力の排除に関する社内規程を整備し、取引先に対し定期的な審査を実施しています。

子会社及び関連会社に対する管理体制について

当社及びその子会社からなるグループ全体での事業運営の適正性を確保することを目的に「子会社管理規程」を制定し、当該規程に基づき子会社との間で経営管理契約を締結する等、グループガバナンスが機能する体制の整備を行っています。

会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えています。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入していませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行っていきます。

取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下の通りです。

氏 名	出席回数	出席率
寺田 親弘	13回	100%
富岡 圭	13回	100%
塩見 賢治	13回	100%
大間 祐太	13回	100%
橋本 宗之	13回	100%
赤浦 徹	13回	100%
齋藤 太郎	2回	67%
古森 茂幹	10回	100%
鈴木 真紀	13回	100%
塩月 燈子	13回	100%
代田 常浩	13回	100%

(注)1．齋藤太郎氏については、2025年8月26日の任期満了による退任までの出席状況を記載しています。
2．古森茂幹氏については、2025年8月26日の就任以降の出席状況を記載しています。

当事業年度における取締役会の主要な審議事項は、以下の通りです。

- ・法定審議事項
- ・経営計画及び事業戦略に関する事項
- ・組織改編、業務分掌及び重要な人事異動に関する事項
- ・決算、業績、投融資に関する事項
- ・コンプライアンス及びガバナンスに関する事項
- ・サステナビリティに関する事項 等

指名報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において、当社は指名報酬諮問委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については以下の通りです。

氏名	出席回数	出席率
鈴木 真紀	5回	100%
赤浦 徹	5回	100%
齋藤 太郎	2回	100%
古森 茂幹	3回	100%
大間 祐太	2回	100%

(注)1．齋藤太郎氏及び大間祐太氏については、委員を務めた2025年8月26日までの出席状況を記載しています。
2．古森茂幹氏については、2025年8月26日の委員就任以降の出席状況を記載しています。

当事業年度における指名報酬諮問委員会の主要な審議事項は、以下の通りです。

- ・取締役の指名に関する方針と手続に関する事項
- ・第18回定時株主総会における取締役候補者選定に関する事項
- ・取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等に係る決定方針、決定手続及び個別報酬等に関する事項
- ・取締役(監査等委員である者を除く)の報酬水準に関する事項
- ・第18回定時株主総会における取締役(監査等委員である者を除く)の報酬議案に関する事項
- ・第18回定時株主総会以降の指名報酬諮問委員会の構成に関する事項

(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ) 2026年8月19日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下の通りです。

男性 8名 女性 2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員 / CEO / CPO	寺田 親弘	1976年12月29日生	1999年4月 三井物産(株)入社 2001年5月 Mitsui Comtek社シリコンバレー勤務 2006年2月 三井物産セキュアディレクション(株)出向 経営管理部長 2007年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注3)	8,201,800
取締役 執行役員 / COO Sansan事業部・Bill One事業部・Contract One事業部管掌役員	富岡 圭	1976年5月26日生	1999年4月 日本オラクル(株)入社 2007年6月 当社取締役就任(現任) 2021年6月 Fringe81(株)(現Unipos(株))社外取締役	(注3)	4,215,428
取締役 執行役員 / CISO / DPO 技術本部・Eight事業部管掌役員	塩見 賢治	1970年8月12日生	1994年4月 (株)物産システムインテグレーション(現三井情報(株))入社 2000年12月 三井物産(株)Mitsui Comtek社出向 2005年4月 (株)ウィズダムネットワークス入社 2006年6月 (株)ユナイテッドポータル代表取締役社長 2007年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	2,218,800
取締役 執行役員 / CHRO / CAXO 人事本部管掌役員	大間 祐太	1983年9月27日生	2006年4月 (株)ワークポート入社 2008年10月 (株)Blast取締役 2010年2月 当社入社 2019年8月 当社取締役就任(現任)	(注3)	154,312
取締役 執行役員 / CFO コーポレート本部管掌役員	橋本 宗之	1982年1月10日生	2004年4月 リーマン・ブラザーズ証券(株)入社 2008年9月 バークレイズ・キャピタル証券(株)入社 2013年1月 DBJ投資アドバイザー(株)入社 2017年11月 当社入社 2020年8月 当社取締役就任(現任) 2021年6月 Fringe81(株)(現Unipos(株))社外取締役	(注3)	183,292
取締役	赤浦 徹	1968年8月7日生	1991年4月 日本合同ファイナンス(株)(現ジャフコグループ(株))入社 1999年10月 インキュベイトキャピタルパートナーズ ゼネラルパートナー 2000年3月 (株)エスブール社外取締役(現任) 2005年6月 (株)jig.jp 社外取締役(現任) 2007年8月 当社取締役 2010年9月 インキュベイトファンド(株)代表取締役(現任) 2014年10月 (株)ダブルスタンダード社外監査役 2015年8月 当社取締役(監査等委員) 2017年12月 (株)ispace社外取締役(現任) 2021年6月 (株)ダブルスタンダード社外取締役(現任) 2024年8月 当社取締役就任(現任)	(注3)	1,734,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	古森 茂幹	1958年4月7日生	1982年4月 横河ヒューレット・パッカード(株) (現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社 2014年3月 日本ヒューレット・パッカード(株) (現日本ヒューレット・パッカード合同会社) 代表取締役副社長執行役員 2015年4月 ㈱セールスフォース・ドットコム (現㈱セールスフォース・ジャパン) 副社長 2021年4月 ㈱KRM設立 代表取締役(現任) 2024年2月 ㈱セールスフォース・ジャパン 取締役副会長 2025年2月 ㈱テミクス・グリーン 代表取締役社長(現任) 2025年3月 ㈱ナレッジワーク 取締役CSO(現任) 2025年8月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役 (監査等委員)	鈴木 真紀	1977年7月4日生	2003年10月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所入所 2009年7月 ニューヨーク州弁護士登録 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所入所(現任) 2021年2月 第二東京弁護士会登録 2022年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2023年6月 nmsホールディングス(株)社外取締役 監査等委員 2023年12月 長谷川香料(株)社外監査役(現任)	(注4)	-
取締役 (監査等委員)	塩月 燈子	1973年1月9日生	1996年4月 日本航空(株) 入社 1999年10月 公認会計士第二次試験合格 2000年7月 ㈱サイバーエージェント 常勤監査役 2007年3月 東京大学大学院 法務博士(専門職)取得 2017年12月 ㈱サイバーエージェント 取締役 常勤監査等委員(現任) 2021年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注5)	-
取締役 (監査等委員)	代田 常浩	1982年9月22日生	2005年4月 リーマン・ブラザーズ証券(株) 入社 2008年12月 パークレイズ・キャピタル証券(株) 入社 2012年8月 Evernote Corporation 入社 2014年5月 同社 Vice President, Analytics 2016年1月 同社 Vice President, Business Operations and Strategy 2016年9月 WiL, LLC, Partner 2024年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年12月 El Camino Real(株)(現Alto(株))設立 代表取締役(現任)	(注4)	-
計					16,708,132

(注) 1. 赤浦徹、古森茂幹、鈴木真紀、塩月燈子及び代田常浩は、社外取締役です。

2. 当社の監査等委員会の体制は次の通りです。

委員長 鈴木真紀、委員 塩月燈子、委員 代田常浩

3. 2025年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から、2026年5月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

4. 2024年8月27日開催の定時株主総会の終結の時から、2026年5月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

5. 2025年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から、2027年5月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

ロ) 2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である者を除く)7名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性 8名 女性 2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 執行役員 / CEO / CPO	寺田 親弘	1976年12月29日生	イに記載の通り	(注3)	8,201,800
取締役 執行役員 / COO Sansan事業部・Bill One 事業部・Contract One事 業部管掌役員	富岡 圭	1976年5月26日生	イに記載の通り	(注3)	4,215,428
取締役 執行役員 / CISO / DPO 技術本部・Eight事業部管 掌役員	塩見 賢治	1970年8月12日生	イに記載の通り	(注3)	2,218,800
取締役 執行役員 / CHRO / CAXO 人事本部管掌役員	大間 祐太	1983年9月27日生	イに記載の通り	(注3)	154,312
取締役 執行役員 / CFO コーポレート本部管掌役 員	橋本 宗之	1982年1月10日生	イに記載の通り	(注3)	183,292
取締役	赤浦 徹	1968年8月7日生	イに記載の通り	(注3)	1,734,500
取締役	古森 茂幹	1958年4月7日生	イに記載の通り	(注3)	-
取締役 (監査等委員)	鈴木 真紀	1977年7月4日生	イに記載の通り	(注4)	-
取締役 (監査等委員)	塩月 燈子	1973年1月9日生	イに記載の通り	(注5)	-
取締役 (監査等委員)	代田 常浩	1982年9月22日生	イに記載の通り	(注4)	-
計					16,708,132

(注) 1. 赤浦徹、古森茂幹、鈴木真紀、塩月燈子及び代田常浩は、社外取締役です。

2. 当社の監査等委員会の体制は次の通りです。

委員長 鈴木真紀、委員 塩月燈子、委員 代田常浩

3. 2026年8月20日開催の定時株主総会の終結の時から、2027年5月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

4. 2026年8月20日開催の定時株主総会の終結の時から、2028年5月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

5. 2025年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から、2027年5月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

社外役員の状況

提出日時点において、当社は、客観的かつ専門的な観点から適切な意思決定、経営監督及び経営助言を行う社外取締役(監査等委員である者を除く)2名と、高度な専門性や豊富な経験を活用した適切な意思決定、取締役の職務執行の監査及び監督並びに経営全般に対する意見具申を行う監査等委員である社外取締役3名の合計5名の会社法における社外取締役を選任しています。

また、当社は、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者であるかを判断した上で、独立役員について取締役会での議決権を有する社外取締役から指定することを基本方針としています。本方針に基づき、社外取締役5名全員を独立役員として選定しています。社外取締役の独立性に関する基準または方針については特段定めていませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しています。社外取締役赤浦徹、社外取締役古森茂幹及び監査等委員である社外取締役鈴木真紀の3名は、指名報酬諮問委員会に出席し、取締役の指名、選解任、取締役(監査等委員である者を除く)の報酬に関する事項について客観的な立場から関与しています。また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針です。

社外取締役と当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係は以下の通りです。

イ) 社外取締役の赤浦徹は、インキュベイトファンド㈱の代表取締役として、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、独立役員として客観的かつ専門的な観点から適切な意思決定及び経営監督並びに経営全般及び企業投資に関する経営助言を期待して選任しています。

同氏が代表取締役を務めるインキュベイトファンド㈱と当社との間には、当社サービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少(当社売上高の1%未満)であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがない範囲の額であることから、社外取締役としての独立性に問題ないと判断しています。それ以外において赤浦徹と当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

ロ) 社外取締役の古森茂幹は、複数のグローバルIT企業の日本法人において代表取締役等要職を歴任し、エンタープライズ事業及びソフトウェア事業に関する営業戦略や組織マネジメント、営業DXの推進に関する豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、独立役員として客観的かつ専門的な観点から適切な意思決定及び経営監督並びに営業戦略や組織運営に関する経営助言を期待して選任しています。

同氏が代表取締役を務める㈱KRMと当社の間では、営業戦略に関するコンサルティング契約に関する取引関係がありますが、その取引金額は年間500万円未満です。また、同氏が取締役CSOを務める㈱ナレッジワークと当社の間では、当社サービス及び同社提供サービスに関する取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は僅少(当社売上高の1%未満)です。いずれの取引も一般株主と利益相反が生じるおそれがない範囲の額であることから、社外取締役としての独立性に問題ないと判断しています。それ以外において、古森茂幹と当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

ハ) 監査等委員である社外取締役の鈴木真紀は、他の会社における社外役員としての経験があるほか、弁護士としての企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識並びに判例を通じた事例への豊富な見識を有しており、独立役員として当社取締役の職務執行の監査及び監督に加えて、当社経営に対し多様性を含めた有意義な意見具申を期待して選任しています。当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

二) 監査等委員である社外取締役の塩月燈子は、会計士補資格並びに法務博士(専門職)の学位を持ち、会計・監査・法務に関する幅広い見識を活かして上場会社の取締役(常勤監査等委員)を務める等、事業会社における豊富な経験等を有していることから、独立役員として当社取締役の職務執行の監査及び監督に加えて、当社経営に対し多様性を含めた有意義な意見具申を期待して選任しています。当社との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

ホ) 監査等委員である社外取締役の代田常浩は、米国証券会社及びグローバルファンドにおいて国内外のM&Aや資金調達、スタートアップ投資に従事したほか、米国ソフトウェア企業における副社長を歴任する等豊富な経験及び幅広い見識を有しており、独立役員として当社取締役の職務執行の監査及び監督に加えて、当社経営に対し投資・財務・コーポレートガバナンスの観点を含めた有意義な意見具申を期待して選任しています。当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である者を除く)7名選任の件」及び「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しています。当該議案が承認可決された場合、社外取締役赤浦徹及び古森茂幹が社外取締役に再任、監査等委員である社外取締役鈴木真紀及び代田常浩が再任することとなり、社外取締役(監査等委員である者を除く)2名と監査等委員である社外取締役3名の合計5名の会社法における社外取締役を選任することとなります。また、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の議案が決議された場合、社外取締役5名全員を独立役員に指定し、社外取締役赤浦徹、社外取締役古森茂幹及び監査等委員である社外取締役鈴木真紀の3名を指名報酬諮問委員に選定することとなります。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会事務局、監査等委員会事務局及び指名報酬諮問委員会事務局から必要な情報共有を受けるとともに、取締役会において独立役員として客観的かつ専門的な観点から有意義な意見具申を行うことにより経営全般に対し監督を行うこととしています。また、必要に応じて適宜、監査等委員である取締役、会計監査人及び内部監査室と意見交換を行い、連携を図ることとしています。

監査等委員である社外取締役による監督または監査と、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との連携については後述の「(3) 監査の状況」の記載の通り、十分な連携が取れていると考えています。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、いずれも社外取締役である鈴木真紀、塩月燈子及び代田常浩の3名により構成され、社外取締役(独立役員)である鈴木真紀が監査等委員会委員長を務めています。監査等委員会は監査等委員会規程に基づき、監査等委員会で決定された監査基準、監査方針、監査計画及び監査の方法等に従い監査業務を行っています。

監査等委員である社外取締役 鈴木真紀は弁護士の資格を有しており、その専門的立場から、当社の法務等に関する提言及び助言を期待し選任しています。また同じく監査等委員である社外取締役 塩月燈子は会計士補資格並びに法務博士(専門職)の学位を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また同じく監査等委員である社外取締役 代田常浩は米国証券会社及びグローバルファンドにおいてM&Aや資金調達、スタートアップ投資に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

なお、当社は、2026年8月20日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査等委員である取締役2名選任の件」を上程しています。当該議案が承認可決され、また、当該定時株主総会の直後に開催予定の監査等委員会の議案が決議された場合、上記監査等委員会の構成に変更はありません。

当社は監査等委員会の円滑な職務遂行を支援する専任の事務局員を配置しています。当該事務局員による主要会議への参加、重要書類の閲覧等を通じて、監査等委員会の要請に応じた報告や情報提供が適時に行われており、内部統制システムを利用した十分な監査業務を遂行できる環境を整備していることから、常勤の監査等委員は選定していません。

当社のサステナビリティ上の重要課題(マテリアリティ)に対する取り組みについては、取締役会における報告を受けたほか、監査等委員会において担当部門へのヒアリングを行うことを通じて確認を行いました。

当事業年度において、当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りです。

氏 名	出席回数	出席率
鈴木 真紀	13回	100%
塩月 燈子	13回	100%
代田 常浩	13回	100%

監査等委員会における具体的な検討内容として、以下内容について審議、報告及び討議を行いました。

- ・ 監査方針、監査計画
- ・ 取締役(監査等委員である者を除く)の指名、報酬に関する意見形成
- ・ 監査等委員である取締役の選任議案に関する同意
- ・ 取締役の職務執行状況の監査
- ・ 内部統制システム監査
- ・ 取締役会実効性評価結果
- ・ 監査報告の作成
- ・ 会計監査人の評価及び再任・不再任、会計監査人の報酬に対する同意
- ・ 内部監査部門との意見交換、内部監査計画及び内部監査結果の報告
- ・ コンプライアンス・内部通報制度の運用状況
- ・ サステナビリティ上の重要課題(マテリアリティ)への取り組み状況 等

監査等委員会は、監査等委員会監査計画に基づき、当社において内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査室による網羅的な監査実施状況について定期的に報告を受け、監査等委員会において情報を共有しています。また、監査等委員と代表取締役社長との間で十分な意思疎通を図り相互認識を深めるため、監査上の重要課題等をテーマに意見交換を実施しています。

各監査等委員は取締役会等への出席を通じ、業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べることにより、その適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っています。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めています。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、計画的かつ体系的な内部監査を実施しています。内部監査室は、内部監査室長1名及び所属員2名で構成しています。内部監査は、内部監査室長及び所属員に加え内部監査室長の指名を受けた内部監査人が担当し、以下の体制で監査業務を行っています。

内部監査では、当社グループの業務活動の法令、定款及び諸規程等の法令遵守状況、コンプライアンス体制の整備・運用状況、経営目的達成のための合理的・効果的な運営状況、各種資産の管理・保全状況等を監査しています。また、当社グループにて整備・運用されている内部統制の有効性を検証・評価し、改善が必要な事項について指摘し、かつ改善に向けた助言を行うことを目的としています。

当社の全ての事業所、部門及び国内外の子会社を対象とし、3年に1度以上の頻度で被監査対象となるように監査計画を策定し、内部監査を実施しています。また、事業の許認可や国際標準規格等の認証の取得及び維持のために必要な業務については毎年監査を実施しています。

内部監査室は、毎事業年度の監査計画を監査等委員会と連携しながら策定し、代表取締役の承認を得た上で監査を実施します。監査結果は毎月とりまとめ、代表取締役及び監査等委員会に報告しています。改善が必要な事項については被監査部門に対して是正指示を行い、改善状況をモニタリングの上、再度代表取締役及び監査等委員会に報告します。加えて、年に一度、監査結果の総括報告を取締役会に行っています。

内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有化を図っています。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b．継続監査期間

12年間

c．業務を執行した公認会計士

根本 剛光

戸塚俊一郎

継続監査年数については、全員が7年未満であるため、記載を省略しています。

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士19名、その他28名です。

e．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定方針は定めていませんが、監査日数、人員配置並びに前事業年度の監査実績の検証及び評価等を実施した上で決定しています。

f．監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価に当たっては、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて追加説明を求めています。また、職務の執行が適正に行われることを確保するための体制に関し、「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日 企業会計審議会)等にしている旨の通知を受け、説明を求めています。

上記内容をもとに、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(2015年11月10日公益社団法人日本監査役協会)にある評価項目に準じて評価を行った結果、監査法人の職務執行に問題はないと評価しています。

g．監査法人の異動

当社の監査法人は次の通り異動予定です。

第19期(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)(連結・個別)有限責任 あずさ監査法人

第20期(自 2026年6月1日 至 2027年5月31日)(連結・個別)EY新日本有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次の通りです。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2026年8月20日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2014年8月26日

- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

- (5) 当該異動の決定または当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2026年8月20日開催予定の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、継続監査年数を踏まえ、同会計監査人を含む複数の監査法人を対象として検討した結果、EY新日本有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び規模等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しています。

監査報酬の内容等

イ) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35	-	42	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35	-	42	-

(注) 1. 前連結会計年度は、上記以外に前々連結会計年度の監査に係る追加報酬3百万円を支払っています。

2. 当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬8百万円を支払っています。

ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に対する報酬(イ)を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、会社法第399条第1項に基づく監査等委員会の同意を得た上で決定しています。

ホ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると考えられることから、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等に係る決定方針につき、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会において決定しています。当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等は、固定の金銭報酬である基本報酬、短期のインセンティブ報酬である業績連動賞与並びに中長期インセンティブ報酬である株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションから構成しています。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、その役割と職務を勘案し、固定の金銭報酬である基本報酬のみとしています。

当事業年度の取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬等については、客観性及び透明性を確保する観点から委員の過半数及び委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会において審議し、その内容及び決定プロセスが当該決定方針に基づくものである旨の答申を行い、その答申内容に基づいて取締役会が決定していることから、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a．基本報酬(固定の金銭報酬)及び業績連動報酬に関する取締役の個別報酬等の額または算定方法の決定方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する個別の金銭報酬等として、基本報酬（固定の金銭報酬）及び事業年度毎の業績向上に対する短期のインセンティブ報酬としての業績連動賞与を支給する。監査等委員でない社外取締役に対しては基本報酬（固定の金銭報酬）のみを支給する。

監査等委員でない取締役の個別基本報酬額は、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において、各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績や経済状況等を勘案し、毎期、更新・決定するものとする。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個別業績連動賞与額は、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において、各事業年度の業績目標値に対する達成度合いに応じて、各取締役の職責等を勘案したうえで、毎期、更新・決定するものとする。各事業年度において計算基礎となる個人別の賞与基準額と業績目標値の達成度合いに応じた支給係数を設定し、賞与基準額に支給係数0%～200%の範囲で乗じて計算される額を支給する。各事業年度の業績目標値には当社において重要な経営指標である連結売上高成長率及び調整後営業利益を用いる。金銭報酬全体に占める賞与基準額総額の割合は、30%程度を目安となるように設計する。

なお、監査等委員である取締役の個別基本報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内において、監査等委員全員の協議により決定している。

b．非金銭報酬の導入及び決定方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個別報酬等として、中長期のインセンティブ報酬としての株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションを付与する場合がある。これらのストックオプションについては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、取締役のパフォーマンス及び貢献意欲を最大化させ、かつ株主価値との連動性をより強化し適切なリスクテイクが図られるようなインセンティブとなるべく、基本報酬との割合の決定並びに適切な制限及び条件設定を行うものとする。

2026年5月期以降に監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個別報酬等として付与するストックオプションに関して、取締役及び当該取締役の管掌領域内において法令や当社内部規程に対する重大な違反行為等があった場合に、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、取締役会の決定により、当該取締役に付与した未行使のストックオプションの全部または一部を喪失させることができるものとするマルス条項を定める。

また、その他取締役の個別報酬等として非金銭報酬制度を導入する場合には、取締役会の決議を要するものとする。当該報酬制度を導入する際には、その内容及び金額（算定方法）の決定方針並びに個別報酬等を構成する各報酬の割合について、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会にて決定する。

c．取締役の報酬等の水準・支給・付与の時期や条件の決定方針

取締役の報酬等は、外部調査機関の役員報酬データベースを活用し、当社と同程度の事業規模及び関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考として設計する。

取締役の報酬等のうち、固定報酬は月例とし、業績連動賞与については、毎年一定の時期に一括して支給する。また、株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションは過去の付与実績や在任年数等を踏まえ支給・付与の時期及び条件等を検討するものとする。

なお、報酬として支払われるべき費用が別途発生する場合にはこの限りではない。

d．報酬等の内容決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個別報酬等は、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会にて決定する。

なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株価条件付ストックオプション及び株式報酬型ストックオプションを発行する場合、株主総会決議を得るものとし、株主総会議案の内容については、指名報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて取締役会にて決定する。

当事業年度の取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動状況は次の通りです。

2025年7月24日 業績連動賞与の業績指標、金銭報酬全体に占める業績連動賞与総額の割合、非金銭報酬として付与するストックオプションのマルス条項等の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬等の決定方針改定の決議

2025年8月26日 取締役（監査等委員である者を除く）の個別報酬等の額の決議

2025年9月16日 取締役（監査等委員である者を除く）の株価条件付ストックオプション発行の決議

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	ストック オプション	
取締役 (監査等委員及び社外取締役である者を除く)	367	175	113	78	5
社外取締役 (監査等委員を含む)	30	30	-	-	6

(注) 1. 上表には、2025年8月26日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である者を除く)を退任した社外取締役1名を含んでいます。

2. 業績連動賞与の額の計算基礎となる業績目標値には当社において重要な経営指標である連結売上高成長率及び調整後営業利益目標達成率を用いています。当事業年度における連結売上高成長率は24.4%及び調整後営業利益目標達成率は117.7%となりました。当事業年度の業績連動賞与の額の計算方法は以下の通りです。

$$\begin{aligned} \text{業績連動賞与の額} = & \text{賞与基準額} \times \text{支給係数} \times \text{指標ウェイト75\%} \\ & + \text{賞与基準額} \times \text{支給係数} \times \text{指標ウェイト25\%} \end{aligned}$$

支給係数

連結売上高成長率	支給係数
26%以上	200%
25%以上	170%
24%以上	160%
23%以上	150%
22%以上	80%
21%以上	50%
20%以上	30%
20%未満	0%

支給係数

調整後営業利益目標達成率	支給係数
110%以上	200%
105%以上	150%
100%以上	120%
95%以上	75%
90%以上	50%
90%未満	0%

3. ストックオプションの欄には、取締役(監査等委員である者を除く)に対する株価条件付ストックオプション及び株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しています。
4. 取締役(監査等委員である者を除く)の報酬限度額は、2024年8月27日開催の第17回定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く)の員数は7名(うち社外取締役2名)です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

6. 取締役(監査等委員である者を除く)に対する株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、2023年8月29日開催の第16回定時株主総会において、上記4.の報酬限度額とは別枠で250百万円以内(当該株主総会開催日から1年以内に発行する本新株予約権の総数は、3,000個を限度とする)と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く)の員数は5名です。当該株主総会決議に基づき第17期に発行した新株予約権の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容 ヌ) 第12回新株予約権」に記載の通りです。本新株予約権の株価条件は、割当日以降、権利行使期間の終了日(2033年8月29日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合に本新株予約権を行使することができることとしており、当該株価条件は2025年5月期に充足しています。
7. 取締役(監査等委員である者を除く)に対する株価条件付ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、2025年8月26日開催の第18回定時株主総会において、上記4.及び6.の報酬限度額とは別枠で500百万円以内(当該株主総会開催日から1年以内に発行する本新株予約権の総数は、6,500個を限度とする)と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く)の員数は5名です。当該株主総会決議に基づき第19期に発行した新株予約権の内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容 ヨ) 第18回新株予約権」に記載の通りです。

提出会社の役員毎の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)		
				固定報酬	業績連動賞与	ストック オプション
寺田 親弘	102	取締役	提出会社	65	33	3

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

取締役へのインセンティブに関する事項

当社は、上記取締役の報酬制度とは別のインセンティブ手段として、中長期的な当社の株主価値及び企業価値向上への誘因を目的に、業績目標の達成等を条件とする有償の「業績目標連動型募集新株予約権」を取締役(監査等委員である者を除く)に対し導入し、取締役(監査等委員である者を除く)は、自らの投資判断の下で取得することがあります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式と判断しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は株式取得の検討に際しては、次に定める事項を踏まえ、保有の合理性及び保有の可否を検証しています。

- ・事業上のシナジーがある等、中長期的に当社の企業価値の向上につながるものであるかどうか
- ・当社の財務の健全性に悪影響を与えるものではないか
- ・保有比率、取得額が合理的に必要な範囲を超えていないか

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	13	397
非上場株式以外の株式	1	234

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	67	業務提携関係強化のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	2,124
非上場株式以外の株式	1	32

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄毎の株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
Unipos 株 式 会 社 (1)	-	366,200	(保有目的)業務提携関係の強化のため (業務提携等の概要)営業・マーケティング ノウハウの提供等による販売支援 (定量的な保有効果)(2)	無
	-	64		
株式会社うるる	600,000	150,000	(保有目的)業務提携関係の強化のため (業務提携等の概要)相互のリソースを活 用した既存サービスの付加価値向上及び 新規事業の開発の検討 (定量的な保有効果)(2) なお、株式数が増加した理由は、株式分 割によるものです。	無
	234	227		

- 1．Unipos株式会社株式については、「第2 事業の状況 5．重要な契約等(Unipos株式会社の株式の譲渡)」に記載の通り、2025年7月1日付で譲渡しました。
- 2．特定投資株式における定量的な保有効果の記載は困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載します。当社は、毎期、保有株式について個別に保有の効果を検証しており、保有する株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しています。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略に関する基本方針については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 人的資本に関する取り組み 戦略」に記載しています。この人材戦略に基づき、給与・報酬については、従業員の役割、能力及び成果を適切に反映するとともに、優秀な人材の確保及び定着、業績及び市場動向等を総合的に勘案して決定しています。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
Sansan / Bill One事業	1,767 (690)
Eight事業	272 (47)
報告セグメント計	2,039 (737)
全社(共通)	297 (46)
合計	2,336 (783)

(注) 1. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門及び管理部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
2,077(771)	32.1	3.4	8.1	3.8

セグメントの名称	従業員数(人)
Sansan / Bill One事業	1,601 (683)
Eight事業	221 (45)
報告セグメント計	1,822 (728)
全社(共通)	255 (43)
合計	2,077 (771)

(注) 1. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しています。

2. 平均年間給与は、当社正社員を対象とし、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門及び管理部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は円滑に推移しています。

(4) 使用人等に対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等に対する新株予約権を付与しています。当該新株予約権の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しています。

(5) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注3)		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
14.2	80.2	53.1	81.1	52.1

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

3. 男性の平均年間賃金に対する女性の平均年間賃金の割合を算出しています。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年6月1日から2026年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年6月1日から2026年5月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等外部機関が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加するとともに、必要に応じて監査法人との協議を実施しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,172	37,006
売掛金	1 1,409	1 1,438
前払費用	1,077	1,664
その他	1,742	4,019
貸倒引当金	9	39
流動資産合計	35,392	44,088
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,445	2,511
減価償却累計額	450	700
建物及び構築物（純額）	1,994	1,811
その他	1,041	1,131
減価償却累計額	398	523
その他（純額）	642	607
有形固定資産合計	2,637	2,419
無形固定資産		
ソフトウェア	724	975
のれん	951	866
その他	0	-
無形固定資産合計	1,675	1,841
投資その他の資産		
投資有価証券	3,727	2,241
敷金	2,063	2,251
繰延税金資産	1,964	1,584
その他	523	595
貸倒引当金	-	64
投資その他の資産合計	8,278	6,608
固定資産合計	12,591	10,869
資産合計	47,984	54,958

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	815	360
1年内返済予定の長期借入金	938	1,751
1年内償還予定の社債	-	40
未払金	2,708	2,594
未払法人税等	1,100	2,003
未払消費税等	669	1,344
前受金	² 17,469	² 21,489
賞与引当金	1,016	1,368
株式売却契約損失引当金	2,301	-
その他	773	880
流動負債合計	27,792	31,831
固定負債		
社債	-	70
長期借入金	2,634	874
役員退職慰労引当金	58	58
退職給付に係る負債	59	62
繰延税金負債	-	2
その他	1,399	964
固定負債合計	4,150	2,032
負債合計	31,943	33,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,203	7,358
資本剰余金	4,800	3,522
利益剰余金	3,072	9,851
自己株式	302	1,043
株主資本合計	14,775	19,688
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	97	200
為替換算調整勘定	75	110
その他の包括利益累計額合計	173	311
新株予約権	973	1,011
非支配株主持分	118	82
純資産合計	16,040	21,094
負債純資産合計	47,984	54,958

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月 1日 至 2026年5月31日)
売上高	1 43,202	1 53,761
売上原価	5,791	6,497
売上総利益	37,410	47,263
販売費及び一般管理費	2 34,609	2 39,078
営業利益	2,800	8,185
営業外収益		
受取利息	16	75
受取配当金	5	1
為替差益	3	-
助成金収入	25	11
その他	17	20
営業外収益合計	67	109
営業外費用		
支払利息	27	31
支払手数料	5	5
為替差損	-	13
投資事業組合運用損	39	28
寄付金	15	10
その他	36	36
営業外費用合計	124	124
経常利益	2,743	8,170
特別利益		
新株予約権戻入益	36	32
固定資産売却益	-	1
投資有価証券売却益	418	88
関係会社株式売却益	-	3 1,436
株式売却契約損失引当金戻入益	-	15
特別利益合計	455	1,574
特別損失		
固定資産除却損	4 47	4 17
本社移転費用	241	-
投資有価証券評価損	5 126	5 50
減損損失	6 43	6 231
株式売却契約損失引当金繰入額	7 2,301	-
自己新株予約権消却損	-	69
特別損失合計	2,759	369
税金等調整前当期純利益	439	9,375
法人税、住民税及び事業税	1,031	2,269
法人税等調整額	1,006	330
法人税等合計	25	2,600
当期純利益	414	6,775
非支配株主に帰属する当期純損失()	9	3
親会社株主に帰属する当期純利益	424	6,778

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月 1日 至 2026年5月31日)
当期純利益	414	6,775
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	36	103
為替換算調整勘定	3	35
その他の包括利益合計	40	138
包括利益	374	6,913
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	384	6,916
非支配株主に係る包括利益	9	3

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,774	4,371	2,648	2	13,792
当期変動額					
新株の発行	429	429	-	-	858
自己株式の取得	-	-	-	299	299
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	424	-	424
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	429	429	424	299	982
当期末残高	7,203	4,800	3,072	302	14,775

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	134	79	213	638	128	14,772
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	858
自己株式の取得	-	-	-	-	-	299
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	424
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36	3	40	335	9	285
当期変動額合計	36	3	40	335	9	1,268
当期末残高	97	75	173	973	118	16,040

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,203	4,800	3,072	302	14,775
当期変動額					
新株の発行	154	154	-	-	309
自己株式の取得	-	-	-	741	741
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	6,778	-	6,778
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	-	1,432	-	-	1,432
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	154	1,277	6,778	741	4,913
当期末残高	7,358	3,522	9,851	1,043	19,688

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	97	75	173	973	118	16,040
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	309
自己株式の取得	-	-	-	-	-	741
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	6,778
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	1,432
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	103	35	138	37	36	140
当期変動額合計	103	35	138	37	36	5,053
当期末残高	200	110	311	1,011	82	21,094

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月 1日 至 2026年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	439	9,375
減価償却費	940	902
のれん償却額	131	131
固定資産除売却損益（ は益）	47	16
減損損失	43	231
株式報酬費用	573	110
新株予約権戻入益	36	32
株式売却契約損失引当金戻入益	-	15
自己新株予約権消却損	-	69
投資有価証券売却損益（ は益）	418	88
関係会社株式売却損益（ は益）	-	1,436
投資有価証券評価損益（ は益）	126	50
投資事業組合運用損益（ は益）	39	28
貸倒引当金の増減額（ は減少）	25	87
賞与引当金の増減額（ は減少）	173	357
株式売却契約損失引当金の増減額（ は減少）	2,301	-
受取利息及び受取配当金	21	77
支払利息	27	31
売上債権の増減額（ は増加）	126	30
前払費用の増減額（ は増加）	179	560
その他の資産の増減額（ は増加）	343	2,374
仕入債務の増減額（ は減少）	177	456
未払金の増減額（ は減少）	969	107
前受金の増減額（ は減少）	3,808	4,044
未払消費税等の増減額（ は減少）	20	680
その他の負債の増減額（ は減少）	1,509	209
その他	197	189
小計	9,981	10,978
利息及び配当金の受取額	21	77
利息の支払額	27	31
法人税等の支払額	324	1,383
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,651	9,641
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,231	202
無形固定資産の取得による支出	470	675
投資有価証券の取得による支出	400	2,816
投資有価証券の売却による収入	668	2,157
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 230	² 196
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	³ 1,538
敷金の差入による支出	33	509
敷金の回収による収入	783	199
その他	635	103
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,550	608

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月 1日 至 2026年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	907	1,194
株式の発行による収入	642	263
新株予約権の発行による収入	14	5
自己株式の取得による支出	299	741
自己新株予約権の取得による支出	-	69
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	1,465
その他	105	165
財務活動によるキャッシュ・フロー	654	3,367
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	11
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	6,443	5,676
現金及び現金同等物の期首残高	24,729	31,172
現金及び現金同等物の期末残高	1 31,172	1 36,849

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

・連結子会社の名称

Sansan Global Pte. Ltd.

Sansan Global Development Center, Inc.

Sansan Global (Thailand) Co., Ltd.

ナインアウト株式会社

株式会社言語理解研究所

Eightキャリア株式会社

他1社

(連結範囲の変更)

当連結会計年度において、株式会社イードア(現Eightキャリア株式会社)他1社の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めています。

また、ログミー株式会社は所有株式の全てを売却したため、また、他1社を吸収合併したため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。また、組合等がその他有価証券を保有する場合で当該有価証券に評価差額金がある場合には、評価差額金に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物については定額法を、その他については定率法を採用しています。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しています。

八 リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

八 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

二 株式売却契約損失引当金

保有する株式及び今後取得予定の株式の売却契約の締結を踏まえ、これに伴って発生する損失に備えるため、その損失見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しています。

(7) 収益及び費用の計上基準

Sansan / Bill One事業

一定の期間で移転されるサービスには、営業AXサービスである「Sansan」及び経理AXサービスである「Bill One」等があり、その主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しています。

また、「Sansan」の名刺、「Bill One」の請求書のデータ化の従量課金部分については、対象となる名刺または請求書の枚数及び契約に基づく単価より算出された金額を収益として認識しています。

Eight事業

一定の期間で移転されるサービスには、BtoCサービスである個人向け名刺管理サービス「Eightプレミアム」、BtoBサービスである企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス及び広告配信サービスがあります。これらは、契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格の総額を按分し収益を認識しています。

一時点で移転される財またはサービスには、BtoBサービスである採用関連サービス、広告サービス及び各種ビジネスイベントサービスがあります。

広告サービスにおいて広告物を制作し、顧客に提供される場合には、顧客に広告物が移転された時点で、収益を認識しています。また、イベントビジネスサービスではイベントの開催により財またはサービスが顧客に移転

されるため、開催の都度、収益を認識しています。

(8) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産(相殺前)	2,046	1,709

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積りを行っています。

課税所得の見積りに当たっては外部経営環境等の外部要因及び当社グループの予算等の内部要因、特に売上高及び人件費、広告宣伝費等の主要な費用項目について一定の仮定に基づいて見積りを行っています。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動等により影響を受ける可能性があり、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	951	866
減損損失(のれん)	43	226

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんを含む資産グループについては、減損の兆候の有無を検討しますが、その判断は、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローの継続的なマイナス、事業内容の変化等による回収可能性を著しく低下させる変化、もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているかどうかにより判断されます。買収により取得した子会社ののれんについては、営業活動から生ずる損益実績の事業計画に対する達成状況を踏まえて減損の兆候の有無を検討しています。減損の兆候を識別した場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって減損損失の認識の要否を判定しており、ここで用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、売上高の成長率等に関する仮定に基づいた将来の事業計画を基礎として見積もっています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、見積将来キャッシュ・フローの悪化を認識したのれんを含む資産グループについて、231百万円の減損損失を計上しています。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提とした

条件や仮定に変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券(非上場株式)	2,320	397
投資有価証券評価損	126	50
株式売却契約損失引当金繰入額	907	-

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券(非上場株式)は、主に既存事業とのシナジーの創出や事業領域の拡大を目的として投資した市場価格のない株式であり、取得原価をもって連結貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しています。超過収益力等の減少の有無の判断評価に当たっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価しています。当連結会計年度においては、超過収益力の毀損を認識した銘柄について、50百万円の評価損を計上しています。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において投資有価証券評価損の認識が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれています。顧客との契約から生じた債権の金額は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) (3) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しています。

2 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「前受金」に含まれています。契約負債の金額は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) (3) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しています。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
給料手当及び賞与	13,328百万円	15,197百万円
広告宣伝費	5,107	6,770
賞与引当金繰入額	1,016	1,368
貸倒引当金繰入額	8	91

3 関係会社株式売却益

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

当社の連結子会社であったログミー株式会社の全ての株式を譲渡したことに伴って生じた利益です。

4 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
建物及び構築物	1百万円	0百万円
ソフトウェア	38	16
その他	7	1
計	47	17

5 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

当社の保有する投資有価証券に区分される有価証券のうち、非上場株式1銘柄の実質価額が著しく低下したため、減損処理を実施したものです。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

当社の保有する投資有価証券に区分される有価証券のうち、非上場株式2銘柄の実質価額が著しく低下したため、減損処理を実施したものです。

6 減損損失

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
-	その他	のれん	43百万円

当社グループは、原則として事業の種類を考慮し、主として提供するサービス等によってグルーピングしています。

連結子会社である株式会社ダイヤモンド企業情報編集社ののれんについて、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額をゼロとして評価しています。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

場所	用途	種類	金額
株式会社言語理解研究所 (徳島県徳島市)	事業用資産	建物及び構築物	1百万円
		その他	2百万円
	その他	のれん	226百万円

当社グループは、原則として事業の種類を考慮し、主として提供するサービス等によってグルーピングしています。

連結子会社である株式会社言語理解研究所社の保有する事業用資産及びそののれんについて、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額をゼロとして評価しています。

7 株式売却契約損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

株式売却契約損失引当金繰入額は、2025年5月22日付の株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づいて行う、Unipos株式会社(以下、「Unipos社」)の普通株式及び種類株式の売却に伴って発生する損失に備えるため、その損失見込み額を計上したものです。当該損失は、2025年5月31日時点で当社が保有するUnipos社の普通株式及び種類株式の売却契約に基づく損失及び株式会社日本政策投資銀行(以下、「DBJ社」)より株主間契約に基づいて取得する種類株式の売却契約に基づく損失からなっており、その内訳金額は以下の通りです。なお、当社は2021年5月にUnipos社の種類株式に関してDBJ社との間で株主間契約を締結しており、当該株主間契約に基づき当社がコールオプションを行使することによりDBJ社が保有するUnipos社の種類株式の全てを追加取得することとしています。

上記の株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は2025年7月1日付で実施しており、譲渡に伴って発生する損失は確定しています。

当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失(普通株式)	31百万円
当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失(種類株式)	907百万円
DBJ社より取得する株式の売却契約の締結に伴って生じる損失	1,362百万円

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	46百万円	170百万円
組替調整額	-	15
法人税等及び税効果調整前	46	154
法人税等及び税効果額	9	51
その他有価証券評価差額金	36	103
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3百万円	35百万円
為替換算調整勘定	3	35
その他の包括利益合計	40	138

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	125,835,416	681,036	-	126,516,452
合計	125,835,416	681,036	-	126,516,452
自己株式				
普通株式(注2)	871	141,700	-	142,571
合計	871	141,700	-	142,571

(注)1. 普通株式の増加は、新株予約権の行使によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加141,700株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものです。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権 (第4回)	-	-	-	-	-	3
	ストックオプション としての新株予約権 (第5回)	-	-	-	-	-	44
	ストックオプション としての新株予約権 (第6回)	-	-	-	-	-	95
	ストックオプション としての新株予約権 (第7回)	-	-	-	-	-	236
	ストックオプション としての新株予約権 (第8回)	-	-	-	-	-	101
	ストックオプション としての新株予約権 (第9回)	-	-	-	-	-	232
	ストックオプション としての新株予約権 (第10回)	-	-	-	-	-	11
	ストックオプション としての新株予約権 (第11回)	-	-	-	-	-	89
	ストックオプション としての新株予約権 (第12回)	-	-	-	-	-	115
	ストックオプション としての新株予約権 (第13回)	-	-	-	-	-	25
	ストックオプション としての新株予約権 (第14回)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプション としての新株予約権 (第15回)	-	-	-	-	-	2
	ストックオプション としての新株予約権 (第16回)	-	-	-	-	-	1
連結子会社	ストックオプション としての新株予約権 (第1回)	-	-	-	-	-	-
	ストックオプション としての新株予約権 (第4回)	-	-	-	-	-	-
	ストックオプション としての新株予約権 (第5回)	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	973

(注) 提出会社のストックオプションとしての新株予約権のうち第10回、第12回、第13回、第14回、第15回、第16回、連結子会社のストックオプションとしての新株予約権のうち第4回、第5回は、権利行使期間の初日が到来していません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	126,516,452	284,148	-	126,800,600
合計	126,516,452	284,148	-	126,800,600
自己株式				
普通株式(注2)	142,571	520,087	-	662,658
合計	142,571	520,087	-	662,658

(注) 1. 普通株式の増加は、新株予約権の行使によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち520,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものです。また、87株は、単元未満株式の買取りによるものです。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権 (第4回)	-	-	-	-	-	2
	ストックオプション としての新株予約権 (第5回)	-	-	-	-	-	44
	ストックオプション としての新株予約権 (第6回)	-	-	-	-	-	90
	ストックオプション としての新株予約権 (第7回)	-	-	-	-	-	210
	ストックオプション としての新株予約権 (第8回)	-	-	-	-	-	101
	ストックオプション としての新株予約権 (第9回)	-	-	-	-	-	202
	ストックオプション としての新株予約権 (第10回)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプション としての新株予約権 (第11回)	-	-	-	-	-	85
	ストックオプション としての新株予約権 (第12回)	-	-	-	-	-	180
	ストックオプション としての新株予約権 (第13回)	-	-	-	-	-	22
	ストックオプション としての新株予約権 (第15回)	-	-	-	-	-	2
	ストックオプション としての新株予約権 (第16回)	-	-	-	-	-	1
	ストックオプション としての新株予約権 (第17回)	-	-	-	-	-	30
	ストックオプション としての新株予約権 (第18回)	-	-	-	-	-	12
	ストックオプション としての新株予約権 (第19回)	-	-	-	-	-	12
合計		-	-	-	-	-	1,011

(注) 提出会社のストックオプションとしての新株予約権のうち第10回、第12回、第13回、第15回、第16回、第17回、第18回、第19回は、権利行使期間の初日が到来していません。

３．配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年7月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	315	2.5	2026年5月31日	2026年8月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
現金及び預金勘定	31,172百万円	37,006百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	156
現金及び現金同等物	31,172	36,849

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

株式の取得により新たにかえでIRアドバイザリー株式会社(現口グミー株式会社)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と株式の取得のための支出(純額)との関係は以下の通りです。

流動資産	86百万円
固定資産	0
のれん	207
流動負債	34
株式の取得価額	260
現金及び現金同等物	29
差引：取得による支出	230

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

株式の取得により新たにEightキャリア株式会社他1社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と株式の取得のための支出(純額)との関係は以下の通りです。

流動資産	411百万円
固定資産	95
のれん	531
流動負債	234
固定負債	284
株式の取得価額	519
現金及び現金同等物	322
差引：取得による支出	196

3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

株式の売却により口グミー株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による収入は以下の通りです。

流動資産	185百万円
固定資産	4
のれん	258
流動負債	202
関係会社株式売却益	1,436
株式の売却価額	1,681
現金及び現金同等物	143
差引：売却による収入	1,538

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1年内	1,562百万円	2,037百万円
1年超	6,554	5,748
合計	8,117	7,786

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。資金調達については、必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については投資先企業の財務状況の悪化等による減損リスクに晒されています。

敷金は、主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、全てが1年以内の支払期日です。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で2年7か月後です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、当社グループの債権回収対応に関する細則に従い、財務経理部において取引先別に期日残高を管理するとともに入金状況を事業部門に随時連絡し、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しています。

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っています。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。((注1)参照)

前連結会計年度(2025年5月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券(2)	312	312	-
敷金	2,063	1,766	296
資産計	2,375	2,078	296
長期借入金 (3)	3,572	3,563	8
負債計	3,572	3,563	8

- () １．「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
- ２．投資有価証券には、当社の主要な投資先であるUnipos株式会社に対する投資として普通株式64百万円が含まれており、当該普通株式については、「１ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) ７．株式売却契約損失引当金繰入額」に記載の通り、株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づき、売却に伴って発生する損失に備えるため、当該普通株式に関する損失見込額31百万円を株式売却契約損失引当金として計上しています。
- ３．１年内返済予定の長期借入金を含めています。

当連結会計年度(2026年5月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券	254	254	-
敷金	2,251	1,870	380
資産計	2,505	2,124	380
社債 (2)	110	109	0
長期借入金 (3)	2,625	2,641	15
負債計	2,735	2,750	14

- () １．「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
- ２．１年内償還予定の社債を含めています。
- ３．１年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度 (2026年5月31日)
非上場株式()	2,320	397
投資事業有限責任組合への出資	1,095	1,589

() 前連結会計年度の非上場株式には、当社の主要な投資先であるUnipos株式会社に対する投資として種類株式1,900百万円が含まれており、当該種類株式については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 7. 株式売却契約損失引当金繰入額」に記載の通り、株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づき、売却に伴って発生する損失に備えるため、当該種類株式に関する損失見込額907百万円を株式売却契約損失引当金として計上しています。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	31,172	-	-	-
売掛金	1,409	-	-	-
敷金	243	26	1,793	-
合計	32,825	26	1,793	-

当連結会計年度(2026年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	37,006	-	-	-
売掛金	1,438	-	-	-
敷金	99	453	1,697	-
合計	38,544	453	1,697	-

3. 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	938	1,759	759	115	-	-
合計	938	1,759	759	115	-	-

当連結会計年度(2026年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	40	40	30	-	-	-
長期借入金	1,751	759	115	-	-	-
合計	1,791	799	145	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	292	-	-	292
J - KISS型新株予約権	-	-	20	20
資産計	292	-	20	312

当連結会計年度(2026年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	234	-	-	234
J - KISS型新株予約権	-	-	20	20
資産計	234	-	20	254

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	1,766	-	1,766
資産計	-	1,766	-	1,766
長期借入金	-	3,563	-	3,563
負債計	-	3,563	-	3,563

当連結会計年度(2026年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	1,870	-	1,870
資産計	-	1,870	-	1,870
社債	-	109	-	109
長期借入金	-	2,641	-	2,641
負債計	-	2,750	-	2,750

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

J-KISS型新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しています。

敷金

敷金の時価は、その将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年5月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超過するもの	(1) 株式	64	48	15
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	64	48	15
連結貸借対照表計上額が取得原価を超過しないもの	(1) 株式	227	291	63
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	20	20	-
	小計	247	311	63
合計		312	360	48

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,320百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額1,095百万円)は、市場価格がない株式等のため、記載していません。

当連結会計年度(2026年5月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超過するもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超過しないもの	(1) 株式	234	291	57
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	20	20	-
	小計	254	311	57
合計		254	311	57

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額397百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額1,589百万円)は、市場価格がない株式等のため、記載していません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	668	418	-
合計	668	418	-

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,157	88	-
合計	2,157	88	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について126百万円減損処理を行っています。

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について50百万円減損処理を行っています。

なお、市場価格のない株式等以外の上場株式については期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%下落した場合には回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。また、市場価格のない株式等の非上場株式については期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
株式報酬費用 (販売費及び一般管理費)	573百万円	110百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
新株予約権戻入益	36百万円	32百万円

3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

(提出会社)

	2019年 ストックオプション (第3回新株予約権)	2019年 ストックオプション (第4回新株予約権)	2020年 ストックオプション (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 399名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 2名	受託者 串田隆徳(注5)	当社取締役 6名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)(注2)(注3)	当社普通株式 1,322,100株	当社普通株式 2,138,444株	当社普通株式 122,400株
付与日	2019年1月31日	2019年1月31日	2020年8月26日
権利確定条件	(注4)	(注4)	(注4)
対象勤務期間	2019年1月31日から 2021年1月31日まで	定めていません	定めていません
権利行使期間	2021年2月1日から 2029年1月8日まで	2020年9月1日から 2029年1月30日まで	2021年9月1日から 2030年8月25日まで

	2021年 ストックオプション (第6回新株予約権)	2022年 ストックオプション (第7回新株予約権)	2022年 ストックオプション (第8回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 13名	当社従業員 138名 当社子会社従業員 1名	当社取締役 5名 当社執行役員 15名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)(注2)(注3)	当社普通株式 80,000株	当社普通株式 655,900株	当社普通株式 181,300株
付与日	2021年8月24日	2022年7月29日	2022年9月2日
権利確定条件	(注4)	(注4)	(注4)
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	2022年9月1日から 2031年8月23日まで	2024年7月15日から 2032年7月14日まで	2023年9月1日から 2032年9月1日まで

	2022年 ストックオプション (第9回新株予約権)	2023年 ストックオプション (第10回新株予約権)	2023年 ストックオプション (第11回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 57名	当社取締役 5名 当社執行役員 11名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)(注2)(注3)	当社普通株式 325,000株	当社普通株式 124,300株	当社普通株式 142,000株
付与日	2022年9月14日	2023年8月7日	2023年9月13日
権利確定条件	(注4)	(注4)	(注4)
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	2024年8月31日から 2032年8月30日まで	2025年7月14日から 2033年7月13日まで	2024年9月13日から 2033年9月12日まで

	2023年 ストックオプション (第12回新株予約権)	2024年 ストックオプション (第13回新株予約権)	2024年 ストックオプション (第14回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社従業員 102名	当社取締役 5名 当社執行役員 13名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)(注2)(注3)	当社普通株式 144,800株	当社普通株式 221,800株	当社普通株式 80,000株
付与日	2023年9月13日	2024年8月7日	2024年9月5日
権利確定条件	(注4)	(注4)	(注4)
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	2026年8月30日から 2033年8月29日まで	2026年7月12日から 2034年7月11日まで	2025年9月5日から 2034年9月4日まで

	2024年 ストックオプション (第15回新株予約権)	2024年 ストックオプション (第16回新株予約権)	2025年 ストックオプション (第17回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 3名	当社従業員 4名	当社執行役員 13名 当社従業員 159名 当社子会社取締役 2名 当社子会社執行役員 1名 当社子会社従業員 4名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)(注2)(注3)	当社普通株式 22,800株	当社普通株式 15,900株	当社普通株式 569,400株
付与日	2024年10月4日	2024年12月6日	2025年9月12日
権利確定条件	(注4)	(注4)	(注4)
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	2026年9月18日から 2034年9月17日まで	2026年11月20日から 2034年11月19日まで	2027年7月15日から 2035年7月14日まで

	2025年 ストックオプション (第18回新株予約権)	2025年 ストックオプション (第19回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 5名
株式の種類別のストックオプションの数 (注1)(注2)(注3)	当社普通株式 194,000株	当社普通株式 114,700株
付与日	2025年10月1日	2025年10月1日
権利確定条件	(注4)	(注4)
対象勤務期間	定めていません	定めていません
権利行使期間	2027年8月27日から 2035年8月26日まで	2027年9月17日から 2035年8月26日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しています。
2. 2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しています。
3. 2021年12月1日付株式分割(株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しています。
4. 「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りです。
5. 本新株予約権は、串田隆徳氏を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

(連結子会社)

会社名	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)
	2019年 ストックオプション (第1回新株予約権)	2023年 ストックオプション (第4回新株予約権)	2023年 ストックオプション (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2名 同社従業員 3名	同社取締役 1名	同社取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの数(注1)	同社普通株式 3,400株	同社普通株式 1,625株	同社普通株式 1,625株
付与日	2019年4月1日	2023年8月31日	2023年12月22日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間	2021年4月2日から 2029年4月1日まで	2025年9月1日から 2033年8月31日まで	2025年12月23日から 2033年12月22日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しています。
2. (1) 権利付与時において同社代表取締役の地位にあるものについては、権利行使時に同社取締役であること、同社または同社子会社の取締役の地位にある者、監査役の地位にある者または従業員の地位にある者については、権利行使時に同社または同社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることをそれぞれ要する。
(2) 本新株予約権の目的である同社が発行する普通株式が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで本新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役の過半数の決定により本新株予約権を行使することを認めた場合にはこの限りではない。
(3) 新株予約権者が下記のいずれかの事由に該当した場合には、新株予約権者は以後、新株予約権を行使することができない。ただし、同社取締役の過半数の決定により新株予約権を行使することを認めた場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と事前の書面による承諾を得ることなく、同社または同社子会社と競業する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、または、その役員若しくは使用人に就任し、若しくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わずそれらの法人との間で委任、請負等の継続的な契約関係を構築する等、名目を問わず同社または同社の子会社と競業した場合
法令違反その他不正行為により、同社または同社子会社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、または振出した若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡り

になった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

(新株予約権者が同社従業員の場合)同社または同社子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

(新株予約権者が同社取締役または同社監査役の場合)同社または同社子会社に対する忠実義務等の義務に違反した場合

反社会的勢力(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。以下同じ)であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年5月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストックオプションの数

(提出会社)

	2019年ストック オプション (第3回 新株予約権)	2019年ストック オプション (第4回 新株予約権)	2020年ストック オプション (第5回 新株予約権)	2021年ストック オプション (第6回 新株予約権)	2022年ストック オプション (第7回 新株予約権)
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	357,380	933,064	80,800	73,200	290,400
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	36,888	190,160	-	-	14,500
失効	8,184	39,424	-	3,200	17,500
未行使残	312,308	703,480	80,800	70,000	258,400

	2022年ストック オプション (第8回 新株予約権)	2022年ストック オプション (第9回 新株予約権)	2023年ストック オプション (第10回 新株予約権)	2023年ストック オプション (第11回 新株予約権)	2023年ストック オプション (第12回 新株予約権)
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	107,100	-	144,800
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	22,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	85,100	-	144,800
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	131,300	290,000	-	131,000	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	37,600	-	5,000	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	131,300	252,400	-	126,000	-

	2024年ストック オプション (第13回 新株予約権)	2024年ストック オプション (第14回 新株予約権)	2024年ストック オプション (第15回 新株予約権)	2024年ストック オプション (第16回 新株予約権)	2025年ストック オプション (第17回 新株予約権)
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	216,600	76,000	22,800	15,900	-
付与	-	-	-	-	569,400
失効	31,600	76,000	-	-	15,100
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	185,000	-	22,800	15,900	554,300
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

	2025年ストック オプション (第18回 新株予約権)	2025年ストック オプション (第19回 新株予約権)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	194,000	114,700
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	194,000	114,700
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 1. 2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しています。

2. 2021年12月1日付株式分割(株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しています。

(連結子会社)

会社名	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)
	2019年ストック オプション (第1回新株予約権)	2023年ストック オプション (第4回新株予約権)	2023年ストック オプション (第5回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	300	1,625	1,625
付与	-	-	-
失効	300	1,625	1,625
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報
(提出会社)

	2019年ストック オプション (第3回 新株予約権)	2019年ストック オプション (第4回 新株予約権)	2020年ストック オプション (第5回 新株予約権)	2021年ストック オプション (第6回 新株予約権)	2022年ストック オプション (第7回 新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	850	850	1,338	2,093	1,021
行使時平均株価 (円)	1,654	1,643	-	-	1,676
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	179	273	816

	2022年ストック オプション (第8回 新株予約権)	2022年ストック オプション (第9回 新株予約権)	2023年ストック オプション (第10回 新株予約権)	2023年ストック オプション (第11回 新株予約権)	2023年ストック オプション (第12回 新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	1,021	1,269	1,552.5	1,552.5	1
行使時平均株価 (円)	-	1,816	-	1,972	-
付与日における公正な評価単価 (円)	125	802	770	682	1,363

	2024年ストック オプション (第13回 新株予約権)	2024年ストック オプション (第14回 新株予約権)	2024年ストック オプション (第15回 新株予約権)	2024年ストック オプション (第16回 新株予約権)	2025年ストック オプション (第17回 新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	1,783	1,783	2,303	1,986	2,010
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,108	1,329	1,089	1,191	992

	2025年ストック オプション (第18回 新株予約権)	2025年ストック オプション (第19回 新株予約権)
権利行使価格(注) (円)	1,943	1,943
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	952	956

(注) 1. 2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しています。
2. 2021年12月1日付株式分割(株式1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しています。

(連結子会社)

会社名	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)	クリエイティブサーベイ 株式会社 (現ナインアウト株式会社)
	2019年ストック オプション (第1回新株予約権)	2023年ストック オプション (第4回新株予約権)	2023年ストック オプション (第5回新株予約権)
権利行使価格 (円)	5,000	3,938	3,938
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

4. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
使用した評価技法	ブラック・ショールズ モデル	ブラック・ショールズ モデル	ブラック・ショールズ モデル
株価変動性(注1)	56.04%	55.73%	55.87%
予想残存期間(注2)	5.84年	5.9年	5.94年
予想配当(注3)	0円/株	0円/株	0円/株
無リスク利子率(注4)	1.183%	1.322%	1.322%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間の株価実績に基づき算定しています。
2. 割当日から権利行使期間の中間点までの期間です。
3. 直近事業年度における配当予想実績に基づいています。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りです。

5. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、業績条件の達成見込みや過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定しています。

6. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	842百万円
当連結会計年度において権利行使されたストックオプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	150百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	905百万円	1,094百万円
株式売却契約損失引当金	701	-
投資有価証券評価損	503	484
賞与引当金	306	420
税務上の繰越欠損金 (注)	285	353
未払事業税	62	86
その他	770	787
繰延税金資産小計	3,537	3,228
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	277	353
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額	1,213	1,165
評価性引当額小計	1,490	1,518
繰延税金資産合計	2,046	1,709
繰延税金負債		
その他投資有価証券評価差額金	67	119
その他	14	8
繰延税金負債合計	82	127
繰延税金資産の純額	1,964	1,581
繰延税金負債の純額	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計金額 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	0	-	-	-	34	250	285
評価性引当額	0	-	-	-	34	242	277
繰延税金資産	-	-	-	-	-	7	(2) 7

() 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 将来の課税所得の見込みにより、回収可能性を慎重に検討して計上したものです。

当連結会計年度(2026年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計金額 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	38	26	288	353
評価性引当額	-	-	-	38	26	288	353
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当連結会計年度 (2026年5月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	13.9	1.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.0
住民税均等割	4.9	0.2
株式報酬費用	37.4	0.3
減損損失	3.0	0.7
税額控除等	0.8	4.7
評価性引当額の増減	92.0	0.1
過年度税金	0.3	0.1
のれん償却額	9.2	0.4
関係会社株式売却益の連結調整	-	1.2
連結子会社との税率差異	0.9	0.1
その他	0.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.8	27.7

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

当社は、2025年7月24日開催の当社取締役会において、連結子会社であるナインアウト株式会社（旧クリエイティブサーベイ株式会社）の株式を追加取得し完全子会社とすることを決議し、2025年7月31日に追加取得し、完全子会社としました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び事業の内容

企業の名称 ナインアウト株式会社

事業の内容 AIインターフェースの企画・開発・販売

(2)企業結合日

2025年7月31日（株式取得日）

2025年8月31日（みなし取得日）

(3)企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4)結合後企業の名称

変更はありません。

(5)その他取引の概要に関する事項

非支配株主が保有する株式を全て取得し、同社を当社の完全子会社とするものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しています。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金

取得原価 1,412百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1)資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2)非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,412百万円

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っていません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しています。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っていません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しています。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを取引形態別に分解した内訳は、以下の通りです。

セグメント区分	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
Sansan / Bill One事業		
Sansan(ストック)	25,134百万円	29,139百万円
Sansan(その他)	1,629百万円	1,934百万円
Bill One	9,787百万円	13,676百万円
その他	1,221百万円	2,062百万円
Eight事業		
BtoCサービス	402百万円	446百万円
BtoBサービス	4,636百万円	6,254百万円
その他事業(注)	389百万円	248百万円
顧客との契約から生じる収益	43,202百万円	53,761百万円
外部顧客への売上高	43,202百万円	53,761百万円

(注) 「その他事業」は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、子会社の事業を含んでいます。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、売掛金に計上しています。

契約負債である前受金は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点またはサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金(期首残高)	1,229百万円	1,409百万円
売掛金(期末残高)	1,409百万円	1,438百万円
契約負債		
前受金(期首残高)	13,651百万円	17,469百万円
前受金(期末残高)	17,469百万円	21,489百万円
当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債(前受金)残高に含まれていた額	13,536百万円	17,351百万円

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めていません。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1年以内	175百万円	567百万円
1年超	118百万円	405百万円
合計	293百万円	973百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象になっているものです。

当社グループは、サービス別に事業部または会社を置き、各事業部または会社が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社グループは事業部または会社を基礎としたサービス別の事業セグメントから構成されており、集約基準及び量的基準に基づいて集約を行い、「Sansan / Bill One事業」「Eight事業」の2つを報告セグメントとしています。

各セグメントに属するサービスの内容は以下の通りです。

報告セグメント	属するサービスの内容
Sansan / Bill One事業	営業AXサービス「Sansan」及び経理AXサービス「Bill One」等の提供
Eight事業	名刺アプリ「Eight」を基盤としたBtoCサービス及びBtoBサービスを提供

2. 報告セグメント毎の売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と同一です。

3. 報告セグメント毎の売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	Sansan / Bill One事業	Eight事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	37,773	5,039	42,812	389	43,202
セグメント間の内部 売上高または振替高	12	12	24	122	147
計	37,785	5,051	42,837	512	43,349
セグメント利益または 損失()(注2)	3,581	63	3,645	89	3,555
その他の項目					
減価償却費	874	65	939	1	940

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、子会社の事業を含んでいません。

2. セグメント利益または損失()は、営業利益または損失()に株式報酬関連費用及び企業結合に伴い生じた費用(のれん償却額及び無形固定資産の償却費)を加えた調整後営業利益または損失()にて表示しています。

(単位：百万円)

	Sansan / Bill One事業	Eight事業	その他	連結損益計算書 計上額
セグメント利益または損失()	3,581	63	89	3,555
株式報酬関連費用	518	104	-	622
のれん償却額及び無形固定資産の 償却費	51	40	39	131
営業利益または損失()	3,011	81	129	2,800

(注) 株式報酬関連費用には、信託型ストックオプションに係る当社グループ従業員等への金銭での補填及び代替的な給与等の支給に関する費用を含んでいます。

3. セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載していません。

4. セグメント間の内部売上高または振替高は、市場実勢価格に基づいています。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	Sansan / Bill One事業	Eight事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	46,812	6,700	53,512	248	53,761
セグメント間の内部 売上高または振替高	35	19	55	167	222
計	46,847	6,720	53,568	415	53,983
セグメント利益または 損失()(注2)	8,340	237	8,577	149	8,427
その他の項目					
減価償却費	801	98	900	2	902

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、子会社の事業を含んでいません。

2. セグメント利益または損失()は、営業利益または損失()に株式報酬関連費用及び企業結合に伴い生じた費用(のれん償却額及び無形固定資産の償却費)を加えた調整後営業利益または損失()にて表示しています。

(単位：百万円)

	Sansan / Bill One事業	Eight事業	その他	連結損益計算書 計上額
セグメント利益または損失()	8,340	237	149	8,427
株式報酬関連費用	82	28	-	110
のれん償却額及び無形固定資産の 償却費	58	40	32	131
営業利益または損失()	8,198	168	182	8,185

3. セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載していません。

4. セグメント間の内部売上高または振替高は、市場実勢価格に基づいています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 製品及びサービス毎の情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

1. 製品及びサービス毎の情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメント毎の固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

その他のセグメントにおいて、減損損失を43百万円計上しています。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

その他のセグメントにおいて、減損損失を231百万円計上しています。

【報告セグメント毎ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	Sansan / Bill One事業	Eight事業			
当期償却額	51	40	39	-	131
当期末残高	400	292	259	-	951

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	Sansan / Bill One事業	Eight事業			
当期償却額	58	40	32	-	131
当期末残高	631	235	-	-	866

【報告セグメント毎の負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

1. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) の割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	寺田 親弘	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 6.5 間接 26.0%	-	新株予約権の 権利行使 (注1)	11	-	-
役員	富岡 圭	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 3.3	-	新株予約権の 権利行使 (注1)	11	-	-
役員	塩見 賢治	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 1.7	-	新株予約権の 権利行使 (注1)	11	-	-
役員	橋本 宗之	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.1	-	新株予約権の 権利行使 (注2)	49	-	-

(注) 1. 2022年8月30日開催の当社取締役会の決議により付与された第9回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

2. 2019年1月9日開催の当社臨時株主総会の決議により付与された第3回及び第4回新株予約権の当連結会計年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

当連結会計年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

1. 関連当事者との取引

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) の割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	富岡 圭	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 3.3	-	新株予約権の 権利行使 (注1)	89	-	-
役員	塩見 賢治	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 1.8	-	新株予約権の 権利行使 (注2)	11	-	-
役員	大間 祐太	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.1	-	新株予約権の 権利行使 (注2)	11	-	-
役員	橋本 宗之	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.1	-	新株予約権の 権利行使 (注3)	17	-	-

(注) 1. 2019年1月9日開催の当社臨時株主総会の決議により付与された第4回新株予約権及び2022年8月30日開催の当社取締役会の決議により付与された第9回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

2. 2022年8月30日開催の当社取締役会の決議により付与された第9回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

3. 2019年1月9日開催の当社臨時株主総会の決議により付与された第4回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり純資産額	118.29円	158.56円
1株当たり当期純利益	3.36円	53.58円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3.30円	53.02円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当連結会計年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	424	6,778
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	424	6,778
普通株式の期中平均株式数 (株)	126,082,316	126,494,993
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	2,461,575	1,347,768
(うち新株予約権) (株)	(2,461,575)	(1,347,768)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2024年ストックオプション (第15回新株予約権) 228個 (22,800株) 2024年ストックオプション (第16回新株予約権) 159個 (15,900株)	2021年ストックオプション (第6回新株予約権) 175個 (70,000株) 2024年ストックオプション (第13回新株予約権) 1,850個 (185,000株) 2024年ストックオプション (第15回新株予約権) 228個 (22,800株) 2024年ストックオプション (第16回新株予約権) 159個 (15,900株) 2025年ストックオプション (第17回新株予約権) 5,543個 (554,300株) 2025年ストックオプション (第18回新株予約権) 1,940個 (194,000株) 2025年ストックオプション (第19回新株予約権) 1,147個 (114,700株)

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

2026年5月19日開催の取締役会において決議した、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について、以下の通り実施しました。なお、当該取得をもって、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得した株式の総数	811,600株
(3) 株式の取得価額の総額	1,258百万円
(4) 取得期間	2026年6月1日から2026年6月18日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

(ご参考)

1. 2026年5月19日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	2,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.58%)
(3) 株式の取得価額の総額	2,000百万円
(4) 取得期間	2026年5月20日から2026年6月30日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計

(1) 取得した株式の総数	1,331,600株
(2) 株式の取得対価の総額	1,999,926,495円

(第20回新株予約権の発行)

当社は、2026年7月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役、執行役員及び従業員に対し、第20回新株予約権を発行することを決議しました。

第20回新株予約権

新株予約権の数	2,128個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 212,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使価額(円)	新株予約権1個当たり 1,723円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1株当たり 861.5円 資本組入額1株当たり 861.5円
新株予約権の割当日	2026年9月11日
新株予約権の割当対象者	当社執行役員 1名 当社従業員 102名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の行使期間	2028年7月14日から2036年7月13日
新株予約権の行使の条件	

- () 1. 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2036年7月13日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が3,987円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。
4. 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行 年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
Eight キャリア 株式会社	第1回無担保社 債	2023年 9月25日	-	50 (20)	0.74	なし	2028年 9月25日
Eight キャリア 株式会社	第2回無担保社 債	2024年 3月25日	-	60 (20)	0.77	なし	2029年 3月23日
合計	-	-	-	110 (40)	-	-	

(注) 1. 当期末残高の()内書は、1年以内の償還予定額です。

2. 連結決算日後5年以内における1年毎の償還予定額は次の通りです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
40	40	30	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	938	1,751	1.07	-
1年以内に返済予定のリース債務	149	152	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	2,634	874	1.13	2027年～2028年
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く。)	316	209	-	2027年～2031年
合計	4,038	2,987	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	759	115	-	-
リース債務	98	68	37	4

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	25,381	53,761
税金等調整前中間(当期)純利益 (百万円)	2,855	9,375
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	1,959	6,778
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	15.50	53.58

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,021	35,726
売掛金	1 1,195	1 1,339
前払費用	1,036	1,621
その他	1 1,796	1 4,144
貸倒引当金	8	29
流動資産合計	34,040	42,802
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,956	1,760
工具、器具及び備品	198	208
リース資産	423	329
その他	10	62
有形固定資産合計	2,589	2,361
無形固定資産		
ソフトウェア	723	973
無形固定資産合計	723	973
投資その他の資産		
投資有価証券	3,727	2,241
関係会社株式	2,081	3,060
関係会社長期貸付金	80	80
敷金	2,052	2,213
繰延税金資産	1,954	1,584
その他	515	576
貸倒引当金	-	64
投資その他の資産合計	10,412	9,692
固定資産合計	13,725	13,027
資産合計	47,766	55,829

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 729	1 334
1年内返済予定の長期借入金	938	1,751
リース債務	149	152
未払金	1 2,738	1 2,668
未払法人税等	1,080	1,998
未払消費税等	617	1,283
前受金	17,127	21,134
預り金	279	300
賞与引当金	970	1,322
株式売却契約損失引当金	2,301	-
その他	275	348
流動負債合計	27,207	31,294
固定負債		
長期借入金	2,634	874
リース債務	316	209
その他	1,082	745
固定負債合計	4,033	1,829
負債合計	31,241	33,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,203	7,358
資本剰余金		
資本準備金	4,944	5,099
資本剰余金合計	4,944	5,099
利益剰余金		
その他利益剰余金		
任意積立金	150	150
繰越利益剰余金	3,457	9,929
利益剰余金合計	3,607	10,079
自己株式	302	1,043
株主資本合計	15,453	21,493
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	97	200
評価・換算差額等合計	97	200
新株予約権	973	1,011
純資産合計	16,524	22,705
負債純資産合計	47,766	55,829

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月 1日 至 2026年5月31日)
売上高	1 41,246	1 51,599
売上原価	1 5,327	1 6,045
売上総利益	35,918	45,553
販売費及び一般管理費	1, 2 32,990	1, 2 37,265
営業利益	2,927	8,287
営業外収益		
受取利息	1 13	1 75
受取配当金	5	1
為替差益	9	-
助成金収入	24	11
その他	1 28	1 18
営業外収益合計	81	107
営業外費用		
支払利息	27	29
為替差損	-	4
支払手数料	5	5
投資事業組合運用損	39	28
寄付金	15	10
その他	35	30
営業外費用合計	123	107
経常利益	2,885	8,287
特別利益		
新株予約権戻入益	36	32
固定資産売却益	-	1
関係会社株式売却益	-	1,066
投資有価証券売却益	418	88
株式売却契約損失引当金戻入益	-	15
特別利益合計	455	1,204
特別損失		
固定資産除却損	3 46	3 17
本社移転費用	241	-
子会社整理損	3	-
関係会社株式評価損	-	345
投資有価証券評価損	4 126	4 50
抱合せ株式消滅差損	-	37
株式売却契約損失引当金繰入額	5 2,301	-
特別損失合計	2,718	452
税引前当期純利益	622	9,039
法人税、住民税及び事業税	997	2,248
法人税等調整額	995	319
法人税等合計	2	2,567
当期純利益	620	6,472

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				任意積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	6,774	4,514	4,514	150	2,836	2,986
当期変動額						
新株の発行	429	429	429	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	620	620
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	429	429	429	-	620	620
当期末残高	7,203	4,944	4,944	150	3,457	3,607

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2	14,274	134	134	638	15,046
当期変動額						
新株の発行	-	858	-	-	-	858
自己株式の取得	299	299	-	-	-	299
当期純利益	-	620	-	-	-	620
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	36	36	335	298
当期変動額合計	299	1,179	36	36	335	1,478
当期末残高	302	15,453	97	97	973	16,524

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				任意積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,203	4,944	4,944	150	3,457	3,607
当期変動額						
新株の発行	154	154	154	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	6,472	6,472
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	154	154	154	-	6,472	6,472
当期末残高	7,358	5,099	5,099	150	9,929	10,079

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	302	15,453	97	97	973	16,524
当期変動額						
新株の発行	-	309	-	-	-	309
自己株式の取得	741	741	-	-	-	741
当期純利益	-	6,472	-	-	-	6,472
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	103	103	37	140
当期変動額合計	741	6,039	103	103	37	6,180
当期末残高	1,043	21,493	200	200	1,011	22,705

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。また、組合等がその他有価証券を保有する場合で当該有価証券に評価差額金がある場合には、評価差額金に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

2016年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については定額法を、その他については定率法を採用しています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しています。

(3) 株式売却契約損失引当金

保有する株式及び今後取得予定の株式の売却契約の締結を踏まえ、これに伴って発生する損失に備えるため、その損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

Sansan / Bill One事業

一定の期間で移転されるサービスには、営業AXサービスである「Sansan」及び経理AXサービス「Bill One」等があり、その主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しています。

また、「Sansan」の名刺、「Bill One」の請求書のデータ化の従量課金部分については、対象となる名刺または請求書の枚数及び契約に基づく単価より算出された金額を収益として認識しています。

Eight事業

一定の期間で移転されるサービスには、BtoCサービスである個人向け名刺管理サービス「Eightプレミアム」、BtoBサービスである企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス及び広告配信サービスがあります。これらは、契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格の総額を按分し収益を認識しています。

一時点で移転される財またはサービスには、BtoBサービスである採用関連サービス、広告サービス及び各種ビジネスイベントサービスがあります。

広告サービスにおいて広告物を制作し、顧客に提供される場合には、顧客に広告物が移転された時点で、収益を認識しています。また、イベントビジネスサービスではイベントの開催により財またはサービスが顧客に移転されるため、開催の都度、収益を認識しています。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(相殺前)	2,033	1,709

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表における重要な会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動等により影響を受ける可能性があり、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の評価及び関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	2,320	397
関係会社株式	2,081	3,060

前事業年度の投資有価証券(非上場株式)の金額には、Unipos株式会社に対する投資として種類株式が1,900百万円含まれています。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券(非上場株式)及び関係会社株式は、主に既存事業とのシナジーの創出や事業領域の拡大を目的として投資した市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しています。超過収益力等の減少の有無の判断評価に当たっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価しています。当事業年度においては、投資有価証券(非上場株式)2銘柄について50百万円及び関係会社株式1銘柄について345百万円の評価損を計上しています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌事業年度の財務諸表において投資有価証券評価損または関係会社株式評価損の認識が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
短期金銭債権	114百万円	159百万円
短期金銭債務	152	160

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
営業取引による取引高		
売上高	19百万円	23百万円
売上原価	60	14
販売費及び一般管理費	840	1,025
営業取引以外による取引高	20	12

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16.3%、当事業年度 18.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83.7%、当事業年度 81.3%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
給料手当及び賞与	12,059百万円	13,699百万円
広告宣伝費	4,978	6,623
減価償却費	532	474
賞与引当金繰入額	970	1,322
貸倒引当金繰入額	8	88

3 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当事業年度 (自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
ソフトウェア	38	16
その他	7	1
計	46	17

4 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

投資有価証券に区分される有価証券のうち、非上場株式1銘柄の実質価額が著しく低下したため、減損処理を実施したものです。

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

投資有価証券に区分される有価証券のうち、非上場株式2銘柄の実質価額が著しく低下したため、減損処理を実施したものです。

5 株式売却契約損失引当金繰入額

前事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

株式売却契約損失引当金繰入額は、2025年5月22日付の株式会社リンクアンドモチベーションと締結した株式譲渡契約に基づいて行う、Unipos株式会社(以下、「Unipos社」)の普通株式及び種類株式の売却に伴って発生する損失に備えるため、その損失見込み額を計上したものです。当該損失は、2025年5月31日時点で当社が保有するUnipos社の普通株式及び種類株式の売却契約に基づく損失及び株式会社日本政策投資銀行(以下、「DBJ社」)より株主間契約に基づいて取得する種類株式の売却契約に基づく損失からなっており、その内訳金額は以下の通りです。なお、当社は2021年5月にUnipos社の種類株式に関してDBJ社との間で株主間契約を締結しており、当該株主間契約に基づき当社がコールオプションを行使することによりDBJ社が保有するUnipos社の種類株式の全てを追加取得することとしています。

上記の株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は2025年7月1日付で実施しており、譲渡に伴って発生する損失は確定しています。

当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失(普通株式)	31百万円
当社保有株式の売却契約の締結に伴って生じる損失(種類株式)	907百万円
DBJ社より取得する株式の売却契約の締結に伴って生じる損失	1,362百万円

当事業年度(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年5月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次の通りです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	2,081

当事業年度(2026年5月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次の通りです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	3,060

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	843百万円	987百万円
株式売却契約損失引当金	701	-
投資有価証券評価損	503	484
賞与引当金	297	416
関係会社株式評価損	81	190
未払事業税	62	86
その他	639	740
繰延税金資産小計	3,131	2,906
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,097	1,197
評価性引当額小計	1,097	1,197
繰延税金資産合計	2,033	1,709
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	67	119
その他	11	5
繰延税金負債合計	79	124
繰延税金資産の純額	1,954	1,584
繰延税金負債の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年5月31日)	当事業年度 (2026年5月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	9.5	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.0
住民税均等割	3.2	0.2
株式報酬費用	26.4	0.3
税額控除等	0.4	4.9
評価性引当額の増減	69.8	1.1
過年度税金	0.1	0.1
その他	0.9	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4	28.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(第20回新株予約権の発行)

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,956	40	0	236	1,760	665
	工具、器具及び備品	198	101	1	90	208	185
	リース資産	423	50	-	145	329	304
	その他	10	55	2	0	62	1
	計	2,589	249	3	473	2,361	1,157
無形固定資産	ソフトウェア	723	727	68	409	973	-
	計	723	727	68	409	973	-

(注) 当期増加額のうち主なものは、次の通りです。

建物	渋谷サクラステージ及び幕張センターの設備	35百万円
工具、器具及び備品	渋谷サクラステージの器具、備品	64百万円
リース資産	渋谷サクラステージの器具・備品	35百万円
その他	ビックルボールコート関連工事	55百万円
ソフトウェア	Sansan事業のアプリケーションに関するソフトウェア	263百万円
	Eight事業に関するソフトウェア	220百万円
	名刺データ化に関するソフトウェア	93百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少	当期末残高
貸倒引当金	8	93	8	93
賞与引当金	970	1,322	970	1,322
株式売却契約損失引当金	2,301	-	2,301	-

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日及び毎年5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://jp.corp-sansan.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第18期)(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

2025年8月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年8月25日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

(第19期半期)(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

2026年1月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2025年7月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年8月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2025年9月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2025年9月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2026年6月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2026年7月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号(提出会社および連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2026年7月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

2026年7月21日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間 (自 2026年5月20日 至 2026年5月31日) 2026年6月15日関東財務局長に提出。

報告期間 (自 2026年6月1日 至 2026年6月30日) 2026年7月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 8 月19日

Sansan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社の2026年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの減損の兆候の有無及び認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】「(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、Sansan株式会社(以下、「会社」という。)の当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん866百万円が計上されており、連結総資産の1.6%を占めている。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、226百万円ののれんの減損損失を計上している。 のれんを含む資産グループについて減損の兆候に該当する事象がある場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。のれんを含む資産グループの減損の兆候に関する判断は、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、事業内容の変化等による回収可能性を著しく低下させる変化、もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているかどうかにより判断される。減損の兆候がある場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。 会社は、買収により取得した子会社ののれんについて、営業活動から生ずる損益実績の事業計画に対する達成状況を踏まえて減損の兆候の有無を検討しているが、営業活動から生ずる損益実績と事業計画との間に乖離が生じている場合は、減損の兆候に該当するかどうかの判定において経営者の重要な判断を伴う。 また、減損損失の認識の要否の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、売上高の成長率等に関する仮定に基づいた将来の事業計画を基礎として見積もられている。 以上から、当監査法人は、のれんの減損の兆候の有無及び認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、のれんの減損の兆候の有無及び認識の要否に関する判断の妥当性を検証するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 のれんの減損の兆候の有無及び認識の要否に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、減損の兆候判定や認識の要否に係る判断が適切に行われていることを責任者が検証の上、承認する統制に、特に焦点を当てた。 (2) のれんの減損の兆候の有無及び認識の要否に関する判断の妥当性の検証 のれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 ・ 減損の兆候の有無の判断に利用した当連結会計年度までの実績損益がのれんを含む資産グループの決算数値と整合しているかどうか検討した。 ・ 各子会社の営業活動から生ずる損益実績と事業計画とを比較分析し、事業計画の達成状況を把握することにより、経営環境の著しい悪化に該当しているかどうかを検討した。 ・ 経営環境の変化や事業計画の変更の有無等を把握するため、子会社の経営者に質問し、回答内容と監査人の理解との整合性を確認した また、のれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。 ・ 事業計画に用いられる将来の売上高について、過去実績と比較するとともに、将来動向の見通しについて主管部署へ質問し、基礎資料と突合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Sansan株式会社の2026年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、Sansan株式会社が2026年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月19日

Sansan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根 本 剛 光
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸 塚 俊 一 郎
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社の2026年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価損計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、Sansan株式会社（以下、「会社」という。）の貸借対照表に計上されている関係会社株式は、非上場の子会社に対する投資3,060百万円であり、総資産の5.5%を占めている。また、当事業年度の損益計算書において、345百万円の関係会社株式評価損を計上している。 市場価格のない株式である関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とするが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となる。取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討した上で、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断している。 会社は、超過収益力等を反映した価額で取得した関係会社株式の超過収益力等の減少の有無の評価にあたっては、投資時の事業計画と実績とを比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して検討しているが、当該事業計画と実績との間に乖離が生じている場合は、超過収益力の減少の有無の評価において経営者の重要な判断を伴う。 以上から、当監査法人は、関係会社株式の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「のれんの減損の兆候の有無及び認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。